

秋田県国土強靱化地域計画（案）について

平成29年2月16日

総合防災課
総合政策課
建設政策課

1 策定の基本的な考え方

- 本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画にあたり、また本県の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づけるもの。
- 大規模自然災害全般を対象としつつ、災害の規模・態様にかかわらず、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、事前に取り組むべき施策を考えるとこのアプローチにより計画を策定する。
- 国が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、施策ごとに実施する「脆弱性評価」（進捗状況や課題など客観的な評価）と「推進方針」（脆弱性評価に基づく今後の対応方策）をもとに、本県の強靱化の方針を明らかにする。

2 これまでの経緯

- 平成28年8月 第1回策定推進会議（構成員：庁内関係課長）
9月 第1回策定検討会議（構成員：民間ライフライン事業者、学識者）
11月 第2回策定推進会議、検討会議
市町村向け説明会、意見照会
12月 地域計画（素案）の策定（県議会へ提出）
パブリックコメントの実施
平成29年1月 第3回策定推進会議、検討会議
2月 地域計画（案）の策定（県議会へ提出）

3 計画策定後の対応

- 計画期間（平成32年度まで）における取組を着実に推進するため、毎年度、各施策の進捗状況や目標の達成状況について検証を行う。
- 策定推進会議で進捗管理を行うほか、策定検討会議において意見を聴取するなどして、必要に応じて計画の見直し等を行う。

◆秋田県国土強靱化地域計画（案）の概要◆

第1章 秋田県国土強靱化の基本的考え方

◆災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害を想定しながら、起きてはならない「最悪の事態」をもたらすおそれがある「脆弱性」を減らすため事前に取り組むべき施策を考える

1 策定の趣旨及び位置づけ

- 平成25年12月「国土強靱化基本法」の公布・施行、平成26年6月「国土強靱化基本計画」が閣議決定
- 地方公共団体は、国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、法第13条の「国土強靱化地域計画」を策定できる
- 国土強靱化地域計画は、基本計画との調和を必要とし、本県の国土強靱化に係る各種計画等の指針となる

2 計画の策定手順

- 国の『地域計画策定ガイドライン』
STEP1～5に基づき策定

STEP1
目標の明確化

STEP2 起きてはならない
最悪の事態等の設定

STEP3
脆弱性評価

STEP4
推進方針の検討

STEP5
施策の重点化

○基本目標

いかなる事態が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- ④ 迅速に復旧復興がなされる
- とともに、本計画の推進を通じて
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

○基本的な方針

- (1) 国土強靱化の取組姿勢
狭い意味での「防災」の範囲を超えてあらゆる側面から現状を分析、長期的な視野など
- (2) 適切な施策の組み合わせ
ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助の適切な組み合わせなど
- (3) 効率的な施策の推進
施策の重点化、施設の効率的な維持管理など
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
地域の活性化やコミュニティの機能強化、要配慮者への配慮など

第2章 脆弱性評価

1 想定するリスク・・・「大規模自然災害全般」（国の基本計画と同様）

2 脆弱性評価・・・7つの「事前に備えるべき目標」のもと、27の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための本県施策の進捗状況・課題等を評価・分析

第3章 推進方針

1 推進方針の策定 ○脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、施策の推進方針を検討・整理
○併せて8つの施策分野に施策を分類して取りまとめ

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化

最悪の事態ごとに施策を重点化

2 計画期間

平成32年度まで

3 進捗管理

- 指標・内容の両面から毎年度、進捗管理
- 必要に応じて見直し

大規模自然災害が原因となる27の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による死傷者の発生
	1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
	2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4. 大規模自災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態
	4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5-2 石油コンビナート、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6. 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
	7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

想定するリスク「大規模自然災害全般」

脆弱性評価（最悪の事態を回避するための施策の分析・評価）

「最悪の事態」ごとに重点施策を選定

推進方針の策定

(1-1)	○住宅の耐震化 ○公共特定建築物の耐震化
(1-2)	○海岸保全施設の整備・老朽化対策 ○河川堤防等の耐震化 ○津波ハザードマップの作成 ○津波避難計画の策定
(1-3)	○河川改修等の治水対策 ○河川・ダム関連施設の老朽化対策 ○洪水浸水想定区域の指定 ○洪水ハザードマップの作成 ○津波避難勧告等の判断基準等の策定（水害・高潮）
(1-4)	○火山ハザードマップの作成 ○噴火時等の避難計画の策定 ○土砂災害対策施設の整備・老朽化対策 ○土砂災害警戒区域等の指定 ○土砂災害ハザードマップの作成 ○避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）
(1-5)	○道路除雪等による冬期の交通確保 ○雪下ろし事故防止対策 ○克雪化住宅の普及促進
(1-6)	○県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 ○県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保
(1-7)	○市町村による複数の情報伝達手段の整備等 ○自主防災活動の充実・強化 ○自主防災アドバイザーの派遣等 ○学校における防災教育の充実
(2-1)	○共同備蓄物資の整備 ○民間事業者との物資調達協定の締結 ○物資集積拠点の指定 ○物資の輸送等マニュアルの策定・運用
(2-2)	○孤立するおそれのある地区の現状把握 ○通信手段の確保 ○孤立予防対策（治水対策、土砂災害対策施設の整備、道路施設の防災・老朽化対策） ○自家発電機など電力の確保 ○緊急物資の備蓄
(2-3)	○警察施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） ○消防施設の機能維持 ○消防団への加入促進
(2-4)	○指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
(2-5)	○災害医療コーディネーターの配置 ○災害派遣医療チームの配置
(2-6)	○市町村の健康危機管理能力の向上
(3-1)	○市町村の業務継続体制の強化 ○県庁舎の耐震性の強化 ○県庁舎の非常用電源等の確保
(4-1)	○高速道路・幹線道路等の整備、道路施設の防災・老朽化対策
(4-2)	○港湾・空港・漁港・鉄道施設の防災・老朽化対策
(4-3)	○災害時における石油類燃料の確保
(4-4)	○水道施設の耐震化
(4-5)	○下水道施設の耐震化・老朽化対策 ○農業集落排水施設の老朽化対策 ○合併浄化槽への転換促進
(4-6)	○停電時の信号機減灯対策
(5-1)	○企業における業務継続体制の強化
(5-2)	○石油コンビナート防災計画の見直し ○コンビナート防災訓練の実施
(6-1)	○河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策 ○ため池ハザードマップの整備 ○農業用ため池の整備
(6-2)	○農業水利施設の保全管理 ○森林整備 ○治山対策
(7-1)	○災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 ○災害廃棄物の処理体制の整備
(7-2)	○災害対応に不可欠な建設業との連携 ○建設産業の担い手の確保・育成 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○災害ボランティアコーディネーターの養成
(7-3)	○元気ムラ活動への支援 ○共助組織の立ち上げ支援 ○秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化

秋田県国土強靱化地域計画 (案)



平成 2 9 年 3 月策定予定
秋田県

【 目 次 】

第1章 秋田県国土強靱化の基本的考え方

1 計画策定の趣旨及び位置付け	1
2 計画の策定手順等	1
3 基本目標	2
4 事前に備えるべき目標	2
5 基本的な方針	3
（1）秋田県国土強靱化の取組姿勢	3
（2）適切な施策の組み合わせ	4
（3）効率的な施策の推進	4
（4）地域の特性に応じた施策の推進	4

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順	5
（1）想定するリスク	5
（2）起きてはならない最悪の事態	6
（3）施策分野	8
（4）評価の実施手順	8
2 評価結果のポイント	11

第3章 秋田県国土強靱化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態を 回避するための推進方針	15
2 施策分野ごとの推進方針	23

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化	32
2 重点施策の選定	32
3 推進体制と不断の見直し	42

（別紙1）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

（別紙2）起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

第1章 秋田県国土強靱化の基本的考え方

1 計画策定の趣旨及び位置付け

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、国においては、基本法に基づき、平成26年6月、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

基本法の前文には、法制定の趣旨として「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」とあります。

また、同法第4条において、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

本計画は、基本法の理念にのっとり、「いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られる」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「県民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される」、「迅速に復旧復興がなされる」等の基本目標のもと、同法第13条に定める「国土強靱化地域計画」として策定したものであり、今後は、本県の国土強靱化に係る各種計画等の指針となるものです。

2 計画の策定手順等

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定にあたっては、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順に従って作成しました。

【策定手順】

STEP 1	【地域を強靱化する上での目標の明確化】 地域を強靱化する上での①「基本目標」、②「事前に備えるべき目標」及び③「基本的な方針」を設定
STEP 2	【起きてはならない最悪の事態、強靱化施策分野の設定】 本県の①「リスク」（大規模自然災害）、②「起きてはならない最悪の事態」及び③強靱化「施策分野」を設定

S T E P 3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 本県リスク（大規模自然災害）を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施策の脆弱性を分析・評価
S T E P 4	【リスクへの対応方策の検討】 起きてはならない最悪の事態を回避するための「推進方針」の検討
S T E P 5	【対応方策について重点化】 「推進方針」について、重要性、進捗状況等を踏まえ重点施策を選定

3 基本目標【STEP 1-①】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な県土と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本県の将来を描く上で極めて重要です。このため、本県における強靱化を推進する上での「基本目標」を、国の基本計画を参考に、次のとおり設定しました。

いかなる事態が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- ④ 迅速に復旧復興がなされる

とともに、本計画の推進を通じて

- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

4 事前に備えるべき目標【STEP 1-②】

本県における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国土強靱化基本計画を参考に、次のとおり設定しました。

いかなる事態が発生しても、

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5 基本的な方針【STEP 1-③】

本県は、進学・就職期を中心とする若者の県外流出とそれに伴う少子高齢化・過疎化の進行により、大潟村を除くすべての県内市町村が、2040年時点で、20～39歳の女性人口が半減する、いわゆる「消滅可能性都市」とみなされています。（平成26年5月、民間研究機関「日本創成会議」が発表）

本県の国土強靱化を推進する上で、最大の懸案である人口問題に関する各施策とは当然にして整合性が必要であり、また地方創生の各施策とは密接な連携が必要です。

これらを一体的に含有し、社会資本や社会経済システム等を強靱化するとともに、地域の活性化、快適な生活空間・環境の整備、地域コミュニティ機能の強化等を実現するため、基本目標を踏まえ、本県の強靱化を次の方針に基づき推進します。

（1）秋田県国土強靱化の取組姿勢

- ① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、あらゆる側面から現状を分析し、取組にあたる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野をもって取組にあたる。
- ③ 大局的・システムの視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取組にあたる。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。
- ② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 行政に対する県民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、県の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本県の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本県が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起これば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 想定するリスク【STEP2-①】

県民生活・県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画においては、国の基本計画と同様、県内で起こりうる大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

県内で起こりうる具体的な災害としては、日本海沖で発生する大規模地震・津波、陸域の活断層による内陸直下型地震、県内活火山の噴火、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

自然災害	過去の主な被害状況等
地震・津波	【過去の主な被害】 ○「日本海中部地震」(M7.7) 昭和58年5月発生 死者83人(うち79人が地震直後の大津波による) 負傷者265人、住家全壊・流失1,132棟ほか 【秋田県地震被害想定調査(平成25年8月)による想定】 ○海域A(M7.9程度) 日本海中部地震(M7.7)等を参考 ○海域B(M7.9程度) 佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定 ○海域C(M7.5程度) 新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定 ○海域A+B (M8.5程度) ○海域B+C (M8.3程度) ○海域A+B+C (M8.7程度)
直下型地震	【過去の被害】 ○「陸羽地震」(M7.2) 明治29年8月発生 「横手盆地東縁断層帯」の活動により発生

	死者 205 人、負傷者 736 人、潰住家 4,738 棟 ○「強首地震」(M7.1) 大正 3 年 3 月発生 死者 94 人、負傷者 324 人、住家の全壊 640 戸
火山噴火	【県内 6 活火山の直近の活動】 ○十和田（小坂町）・・・915 年（延喜 15 年）噴火 ○八幡平（鹿角市）・・・平成 8 年地震活動 ○秋田駒ヶ岳（仙北市）・・・平成 15 年地震活動 ○秋田焼山（鹿角市、仙北市）・・・平成 9 年水蒸気爆発 ○栗駒山（湯沢市、東成瀬村）・・・昭和 61 年地震活動 ○鳥海山（由利本荘市、にかほ市）・・・昭和 62 年地震活動
風水害・土砂災害	【過去の主な被害】 ○「平成 19 年 9 月 17 日の大雨」（北秋田市、能代市） 死者 2 人、住家の全壊・流出 6 棟、住家の床上浸水 285 棟ほか ○「平成 25 年 8 月 9 日から大雨」（鹿角市、大館市、仙北市） 死者 6 人、住家の全壊・流出 5 棟、住家の床上浸水 181 棟ほか
雪害	【過去の主な被害】 ○「昭和 48 年豪雪」（全県域）昭和 49 年 1～5 月 死者 13 人、負傷者 29 人、住家全半壊 31 世帯、一部損壊 141 世帯ほか ○「平成 18 年豪雪」（全県域）平成 17 年 12 月上旬～18 年 2 月下旬 死者 24 人、重傷者 41 人、住家一部損壊 500 世帯ほか

（２）起きてはならない最悪の事態【STEP2-②】

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う（基本法第 17 条第 3 項）とされており、国の基本計画を参考に、積雪寒冷地である本県の地域特性等を考慮して、7 つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる 27 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 大規模津波等による死傷者の発生
		1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
		1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
		2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態
		4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止
		4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
		5-2 石油コンビナート、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
		7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野【STEP 2-③】

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第17条第4項）とされており、本県の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靱化基本計画に定める12の個別政策分野及び3つの横断分野を参考に、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能等
- ② インフラ・住環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業・エネルギー・情報通信
- ⑤ 国土保全・交通・物流
- ⑥ 農林水産・環境

【横断的分野】

- ⑦ 地域づくり・リスクコミュニケーション
- ⑧ 老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。

なお、本県では、「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定した上で、各施策の脆弱性評価結果を整理しました。

【「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な「想定」】

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	○耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する ○建築物等の倒壊により被害が拡大する ○家具類の転倒により負傷する ○火災から逃げ遅れる
1-2 大規模津波等による死傷者の発生	○堤防や護岸等のインフラが被害を受ける ○津波到達までに逃げ切れない

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○河川堤防など構造物が損傷する ○浸水地域に要救助者が取り残される
1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生	○火山噴火等の情報が伝達されない ○登山客や住民が噴火に巻き込まれる ○住家が火山泥流に巻き込まれる ○土石流や崖崩れに巻き込まれる
1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	○道路が雪で交通不能になる ○雪下ろしによる死傷者が多数発生する
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	○関係機関の情報が途絶する ○被災現場の情報が届かない ○住民へ情報伝達ができない
1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	○避難の遅れにより死傷者が発生する
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する ○救援物資が届かない
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	○孤立可能性のある地区を把握できない ○孤立地区の被害状況を把握できない ○孤立状態が解消できない
2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞	○警察庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する ○消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する ○応急活動を行う人員が不足する
2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足	○被災者が避難所の場所を把握していない ○災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する ○避難所等が被災して使用できない ○避難所において良好な生活環境を確保できない ○避難所外の避難者を把握できない
2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	○医療施設が機能を喪失する ○医薬品等を確保できない ○被災地での医療救護活動が滞る
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○避難所で感染症が集団発生する
3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	○業務が継続できない ○県庁舎が倒壊する ○県庁舎が停電する

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	○緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される ○港湾施設の機能が停止する ○空港施設の機能が停止する ○漁港施設の機能が停止する ○鉄道施設の機能が停止する
4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	○大規模かつ長期にわたり停電する ○石油類燃料が確保できない ○長期にわたりガス供給機能が停止する
4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	○上水道機能が停止する ○工業用水道機能が停止する
4-4 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道機能が停止する ○農業集落排水施設の機能が停止する ○浄化槽の機能が停止する ○し尿処理が滞る
4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○信号機が全面停止する
4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	○長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	○県内の企業活動が停止する
5-2 石油コンビナート、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○石油コンビナートの損壊、火災、爆発等が発生する
6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○防災施設が損壊又は機能不全に陥る ○ため池が決壊又は機能不全に陥る
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する
7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理が滞る
7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時に建設事業者の協力が得られない ○災害ボランティアの受入れが滞る
7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時に地域コミュニティ機能が減退する

2 評価結果のポイント【STEP3】

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」を別紙1に整理しました。
評価結果のポイントは、次のとおりです。

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1－1 「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」を回避するため、住宅や公共特定建築物(※)等の耐震化を促進する必要があります。

※特定建築物：「建築物の耐震化の促進に関する法律」第14条第1号第2号による建築物

最悪の事態1－2 「大規模津波等による死傷者の発生」を回避するため、堤防等の耐震化や海岸保全施設の整備・老朽化対策等を推進する必要があります。また、市町村に働きかけ、津波ハザードマップの作成や津波避難計画の策定を促進する必要があります。

最悪の事態1－3 「集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」を回避するため、河川改修等の治水対策を行うとともに、河川・ダム関連施設の老朽化対策を推進する必要があります。また、市町村に働きかけ、洪水ハザードマップの作成や避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）の策定を促進する必要があります。

最悪の事態1－4 「大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生」を回避するため、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を推進する必要があります。また、火山ハザードマップや避難計画を策定するとともに、土砂災害警戒区域等の指定のほか、市町村に働きかけ、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定を促進する必要があります。

最悪の事態1－5 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設整備により冬期の円滑な交通確保を図る必要があるほか、市町村と連携し、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や克雪化住宅の普及促進を図る必要があります。

最悪の事態1－6 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、県、市町村、防災関係機関等において、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制を強化する必要があるほか、市町村に働きかけ、防災行政無線や登録制メールなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を促進する必要があります。

最悪の事態 1－7 「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、市町村と連携し、自主防災組織活動の充実強化や学校における防災教育の充実を図る必要があります。

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2－1 「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」を回避するため、市町村に働きかけ、県と市町村の共同備蓄品目の計画的な整備を促進する必要があるほか、民間事業者等との物資調達協定の締結や災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を進める必要があります。

そのほか、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震等における災害物流の課題等をもとに、国からの物資の受入れ手法等について物資マニュアルの見直しを図る必要があります。

最悪の事態 2－2 「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進する必要があるほか、市町村に働きかけ、孤立するおそれのある地区の事前把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を促進する必要があります。

最悪の事態 2－3 「消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防本部等における非常用電源の整備を促進する必要があります。

また、減少傾向にある消防団員の確保のため、市町村と連携した広報活動を行う必要があるほか、市町村に働きかけ、機能別消防団、勤務地団員等の制度導入や消防団協力事業所の認定等の取組を促進する必要があります。

最悪の事態 2－4 「多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足」を回避するため、市町村に働きかけ、指定緊急避難場所、指定避難所の指定を促進する必要があります。

最悪の事態 2－5 「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」を回避するため、災害医療コーディネーターやDMAT（災害派遣医療チーム）の配置など、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の強化を図る必要があります。

最悪の事態 2－6 「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」を回避するため、市町村、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進する必要があります。

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3－1 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するため、市町村に働きかけ、BCP（業務継続計画）の策定を促進する必要があります。

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4－1 「地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、道路、港湾、空港、漁港、鉄道等の各施設について、計画的な整備や耐震化及び老朽化対策を進める必要があります。

最悪の事態 4－2 「電気、石油、ガスの供給機能の停止」を回避するため、各ライフライン事業者に関連施設及び設備の耐震化等の対策を要請するほか、石油類燃料の確保については、業界団体等との協定に基づく協力体制を強化する必要があります。

最悪の事態 4－3 「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、市町村に働きかけ、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を促進する必要があります。

最悪の事態 4－4 「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に推進するとともに、市町村に働きかけ、農業集落排水施設の老朽化対策、合併浄化槽への転換等を促進する必要があります。

最悪の事態 4－5 「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するため、信号機電源付加装置の整備を進める必要があります。

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5－1 「サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞」を回避するため、県内企業のBCP策定を促進する必要があります。

最悪の事態 5－2 「石油コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するため、津波浸水想定公表等を踏まえ、災害の未然防止と拡大防策を定める「秋田県石油コンビナート等防災計画」を修正する必要があります。

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6－1 「ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」を回避するため、防災重点ため池のハザードマップ作成やため池、河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策を推進する必要があります。

最悪の事態 6－2 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」を回避するため、農地・農業水利施設の保全管理や森林整備、治山対策を推進する必要があります。

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7－1 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」を回避するため、秋田県災害廃棄物処理計画の策定など災害時の処理体制の構築等を図る必要があります。

最悪の事態 7－2 「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害対応に不可欠な建設関係団体との連携を強化するとともに、建設産業の担い手の確保・育成を推進する必要があります。

また、災害ボランティアの円滑な受入れのため、市町村に働きかけ、マニュアルの策定やコーディネーターの養成を促進する必要があります。

最悪の事態 7－3 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、自主防災組織や消防団活動、地域における元気ムラ活動、除排雪作業を行う共助組織など地域住民が主体となっていく活動や、要配慮者世帯等への除雪ボランティア派遣等の支援体制を強化する必要があります。

第3章 秋田県国土強靱化の推進方針【STEP4】

第2章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本県の強靱化に向けて、主に県が取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針及び、「施策分野」ごとの推進方針の概要は次のとおりです。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針の詳細は別紙2のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ①住宅の耐震化
- ②公共特定建築物の耐震化
- ③学校の耐震化
- ④病院の耐震化
- ⑤社会福祉施設等の耐震化
- ⑥指定文化財・史跡の耐震化

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

- ⑦市町村による空き家対策
- ⑧都市基盤の整備

「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

- ⑨家具類の固定など室内安全対策

「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

- ⑩住宅用火災警報器の設置

最悪の事態1-2 大規模津波等による死傷者の発生

「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針

- ①海岸保全施設の整備
- ②河川堤防等の耐震化
- ③海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策
- ④海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

- ⑤津波浸水想定の設定
- ⑥津波ハザードマップの作成

- ⑦津波避難計画の策定
- ⑧港湾の津波防災対策

最悪の事態 1－3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

- ①河川改修等の治水対策
- ②河川・ダム関連施設の老朽化対策

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

- ③洪水浸水想定区域の指定
- ④洪水ハザードマップの作成
- ⑤避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）

最悪の事態 1－4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

「火山噴火の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針

- ①火山防災協議会による火山災害対策
- ②火山ハザードマップの作成
- ③噴火時等の避難計画の策定
- ④噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備

「登山客や住民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ⑤避難小屋等の強化

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ⑥火山噴火に伴う土砂災害対策

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ⑦土砂災害対策施設の整備
- ⑧土砂災害対策施設の老朽化対策
- ⑨土砂災害警戒区域等の指定
- ⑩土砂災害ハザードマップの作成
- ⑪避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）

最悪の事態 1－5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

- ①道路除雪等による冬期の交通確保

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ②雪下ろし事故防止対策
- ③克雪化住宅の普及促進

最悪の事態 1－6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

- ①関係行政機関等による情報共有体制の強化
- ②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化
- ③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保

「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

- ④ヘリコプターテレビシステムによる被害情報の収集

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ⑤Jアラートによる情報伝達
- ⑥市町村による複数の情報伝達手段の整備等
- ⑦河川水位等の観測・情報提供体制の強化
- ⑧避難勧告等の判断基準等の策定
 - (再掲) 1－2⑦(津波避難計画の策定)
 - (再掲) 1－3⑤(避難勧告等の判断基準等の策定(水害、高潮災害))
 - (再掲) 1－4③(噴火時等の避難計画の策定)
 - (再掲) 1－4⑪(避難勧告等の判断基準等の策定(土砂災害))

最悪の事態 1－7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ①自主防災活動の充実・強化
- ②地域の防災・避難訓練の実施
- ③自主防災アドバイザーの派遣等
- ④学校における防災教育の充実
- ⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

- ①共同備蓄物資の整備
- ②民間事業者との物資調達協定の締結

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

- ③自助による備蓄の促進
- ④避難所への備蓄の促進
- ⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結
- ⑥物資集積拠点の指定

- ⑦物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用
- ⑧国・他都道府県等との物資応援体制の構築
- ⑨都市公園における広域防災拠点機能の確保

最悪の事態 2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ①孤立するおそれのある地区の現状把握

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ②通信手段の確保

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

- ③孤立予防対策
 - (再掲) 1－3 ① (河川改修等の治水対策)
 - (再掲) 1－4 ⑦ (土砂災害対策施設の整備)
 - (再掲) 4－1 ② (道路施設の老朽化対策)
 - (再掲) 4－1 ③ (道路の防災対策)
- ④自家発電機など電力の確保
- ⑤緊急物資の備蓄

最悪の事態 2－3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

「警察庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ①警察施設の機能維持 (耐震化、非常用電源の確保)
- ②警察本部・警察署の代替庁舎の確保
- ③警察の業務継続体制の強化
- ④警察職員の非常招集システムの確立
- ⑤訓練による災害救助技術の向上
- ⑥災害対応装備品の充実

「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ⑦消防施設の機能維持 (耐震化、非常用電源の確保)
- ⑧消防施設における燃料の確保

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

- ⑨消防団への加入促進
- ⑩消防団員の技術力の向上
- ⑪津波災害時の団員の安全確保
- ⑫緊急消防援助隊の計画的な整備

最悪の事態 2－4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

- ①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
- ②福祉避難所の指定

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ③帰宅困難者支援に関する協定の締結

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

- ④学校施設の防災機能の強化
- ⑤都市公園における避難場所機能の確保

「避難所において良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針

- ⑥避難所における生活環境の整備

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

最悪の事態 2－5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ①災害拠点病院の耐震化

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

- ②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

- ③災害医療コーディネーターの配置
- ④災害派遣医療チームの配置

最悪の事態 2－6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

- ①市町村の健康危機管理能力の向上
- ②平時からの感染症予防対策の強化

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3－1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

- ①県の業務継続体制の強化
- ②市町村の業務継続体制の強化

「県庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ③県庁舎の耐震性の強化

④執務環境の整備

「県庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針

⑤停電時の行政機能の確保

⑥非常用電源等の確保

⑦停電対応訓練の実施

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン、情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4－1 地域交通ネットワークが分断する事態

「緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針

①高速道路・幹線道路等の整備

②道路施設の老朽化対策

③道路の防災対策

「港湾施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④港湾施設の耐震化

⑤港湾施設の老朽化対策

⑥港湾における業務継続体制の強化

「空港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑦空港施設の老朽化対策

「漁港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑧防災拠点漁港の耐震化

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑨第三セクター鉄道の施設整備

⑩鉄道施設・設備の強化 ※東日本旅客鉄道（株）秋田支社

最悪の事態 4－2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

①電力施設・設備の強化 ※東北電力（株）秋田支店

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における石油類燃料の確保（秋田県石油商業協同組合との協定）

③災害時における石油類燃料の確保（石油連盟との覚書）

「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④ガス供給施設・設備の強化 ※東部瓦斯（株）秋田支社

最悪の事態 4－3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①水道施設の耐震化

「工業用水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ②工業用水道の耐震化

最悪の事態 4－4 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①下水道施設の耐震化
- ②下水道施設の老朽化対策
- ③下水道における業務継続体制の強化

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④農業集落排水施設の老朽化対策

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑤合併浄化槽への転換促進

「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ⑥災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築

4－5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

- ①停電時の信号機減灯対策

4－6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①電話施設・設備の強化 ※東日本電信電話（株）秋田支店
- ②携帯電話設備の信頼性向上 ※（株）ドコモＣＳ東北 秋田支店

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5－1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「県内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①企業における業務継続体制の強化

5－2 石油コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

「石油コンビナートの損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

- ①石油コンビナート防災計画の見直し

- ②石油コンビナート防災訓練の実施
- ③化学消火剤貯蔵タンクの整備
- ④大容量泡放射システムの配備

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

「防災施設が損壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ①河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策
 - (再掲) 1-2③(海岸保全施設(建設海岸)の老朽化対策)
 - (再掲) 1-2④(海岸保全施設(漁港海岸)の老朽化対策)
 - (再掲) 1-3②(河川・ダム関連施設の老朽化対策)
 - (再掲) 1-4⑧(土砂災害対策施設の老朽化対策)

「ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ②ため池ハザードマップの整備
- ③農業用ため池の整備

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

- ①農業・農村の多面的機能の確保
- ②農業水利施設の保全管理
- ③森林整備
- ④治山対策

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築
- ②災害廃棄物の処理体制の整備

7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

- ①災害対応に不可欠な建設業との連携
- ②建設産業の担い手の確保・育成 ※一般社団法人秋田県建設業協会(施策の一部)

「災害ボランティアの受入れが滞る」ことを回避するための推進方針

- ③災害ボランティアセンターの設置・運営
- ④災害ボランティアコーディネーターの養成

7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

- ①元気ムラ活動への支援
- ②共助組織の立ち上げ支援
- ③秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化
- ④（再掲）1-7①（自主防災活動の充実・強化）
- ⑤（再掲）2-3⑨（消防団への加入促進）

2 施策分野ごとの推進方針

（1）個別施策分野

1）行政機能等

行政機能

- 「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針
 - ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定等【2-4①】
 - ・福祉避難所の指定【2-4②】
- 「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・帰宅困難者支援に関する協定の締結【2-4③】
- 「避難所において良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・避難所における生活環境の整備【2-4⑥】
- 「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・避難所以外の場所に滞在する被災者への支援【2-4⑦】
- 「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針
 - ・県の業務継続体制の強化【3-1①】
 - ・市町村の業務継続体制の強化【3-1②】
- 「県庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針
 - ・県庁舎の耐震性の強化【3-1③】
 - ・執務環境の整備【3-1④】
- 「県庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針
 - ・停電時の行政機能の確保【3-1⑤】
 - ・非常用電源等の確保【3-1⑥】
 - ・停電対応訓練の実施【3-1⑦】

○「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ・災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築【４－４⑥】

情報通信

○「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

- ・関係行政機関等による情報共有体制の強化【１－６①】
- ・秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化【１－６②】
- ・秋田県情報集約発信システムによる情報収集・伝達手段の確保【１－６③】

○「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

- ・ヘリコプターテレビシステムによる災害情報の収集【１－６④】

○「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ・Ｊアラートによる情報伝達【１－６⑤】
- ・市町村による複数の情報伝達手段の整備等【１－６⑥】
- ・河川水位等の観測・情報提供体制の強化【１－６⑦】

訓練・普及啓発

○「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ・自主防災活動の充実・強化【１－７①】
- ・地域の防災・避難訓練の実施【１－７②】
- ・自主防災アドバイザーの派遣等【１－７③】
- ・学校における防災教育の充実【１－７④】
- ・多様な主体が参画する防災訓練の実施【１－７⑤】

警 察

○「警察庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを防ぐための推進方針

- ・警察施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保）【２－３①】
- ・警察本部・警察署の代替庁舎の確保【２－３②】
- ・警察の業務継続体制の強化【２－３③】
- ・警察職員の非常招集システムの確立【２－３④】
- ・訓練による災害救助技術の向上【２－３⑤】
- ・災害対応装備品の充実【２－３⑥】

○「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

- ・停電時の信号機減灯対策【４－５①】

消 防

○「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ・消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保）【２－３⑦】
- ・消防施設における燃料の確保【２－３⑧】

○「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

- ・消防団への加入促進【２－３⑨】

- ・消防団員の技術力の向上【２－３⑩】
- ・津波災害時の団員の安全確保【２－３⑪】
- ・緊急消防援助隊の計画的な整備【２－３⑫】

２）インフラ・住環境

- 「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」を回避するための推進方針
 - ・住宅の耐震化【１－１①】
 - ・公共特定建築物の耐震化【１－１②】
 - ・学校の耐震化【１－１③】
 - ・病院の耐震化【１－１④】
 - ・社会福祉施設等の耐震化【１－１⑤】
 - ・指定文化財・史跡の耐震化【１－１⑥】
- 「建物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針
 - ・市町村による空き家対策【１－１⑦】
 - ・都市基盤の整備【１－１⑧】
- 「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針
 - ・家具類の固定など室内安全対策【１－１⑨】
- 「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針
 - ・住宅用火災警報器の設置【１－１⑩】
- 「登山客や住民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・避難小屋等の強化【１－４⑤】
- 「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・雪下ろし事故防止対策【１－５②】
 - ・克雪化住宅の普及促進【１－５③】
- 「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・学校施設の防災機能の強化【２－４④】
- 「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・水道施設の耐震化【４－３①】
- 「工業用水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・工業用水道の耐震化【４－３②】
- 「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・下水道施設の耐震化【４－４①】
 - ・下水道施設の老朽化対策【４－４②】
 - ・下水道における業務継続体制の強化【４－４③】
- 「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・農業集落排水施設の老朽化対策【４－４④】
- 「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ・合併浄化槽への転換促進【４－４⑤】
- 「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針
 - ・元気ムラ活動への支援【７－３①】
 - ・共助組織の立ち上げ支援【７－３②】
 - ・秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化【７－３③】
 - ・（再掲）１－７①（自主防災活動の充実・強化）
 - ・（再掲）２－３⑨（消防団への加入促進）

３）保健医療・福祉

- 「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
 - ・災害拠点病院の耐震化【２－５①】
- 「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備【２－５②】
- 「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・災害医療コーディネーターの配置【２－５③】
 - ・DMAT（災害派遣医療チーム）の配置【２－５④】
- 「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・市町村の健康危機管理能力の向上【２－６①】
 - ・平時からの感染症予防対策の強化【２－６②】
- 「災害ボランティアの受入れが滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・災害ボランティアセンターの設置・運営【７－２③】
 - ・災害ボランティアコーディネーターの養成【７－２④】

４）産業・エネルギー・情報通信

- 「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針
 - ・電力施設・設備の強化【４－２①】※東北電力（株）秋田支店
- 「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・災害時における石油類燃料の確保（秋田県石油商業協同組合等との協定）【４－２②】
 - ・災害時における石油類燃料の確保（石油連盟との覚書）【４－２③】
- 「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ガス供給施設・設備の強化【４－２④】※東部瓦斯（株）秋田支店
- 「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・電話施設・設備の強化【４－６①】※東日本電信電話（株）秋田支店
 - ・携帯電話設備の信頼性向上【４－６②】※（株）ドコモＣＳ東北 秋田支店
- 「県内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・企業における業務継続体制の強化【５－１①】

- 「石油コンビナートの損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・石油コンビナート防災計画の見直し【５－２①】
 - ・石油コンビナート防災訓練の実施【５－２②】
 - ・化学消火剤貯蔵タンクの整備【５－２③】
 - ・大容量泡放射システムの配備【５－２④】

５）国土保全・交通・物流

- 「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針
 - ・海岸保全施設の整備【１－２①】
 - ・河川堤防等の耐震化【１－２②】
 - ・海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策【１－２③】
 - ・海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策【１－２④】
- 「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針
 - ・津波浸水想定の設定【１－２⑤】
 - ・津波ハザードマップの作成【１－２⑥】
 - ・津波避難計画の策定【１－２⑦】
 - ・港湾の津波防災対策【１－２⑧】
- 「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針
 - ・河川改修等の治水対策【１－３①】
 - ・河川・ダム関連施設の老朽化対策【１－３②】
- 「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針
 - ・洪水浸水想定区域の指定【１－３③】
 - ・洪水ハザードマップの作成【１－３④】
 - ・避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）【１－３⑤】
- 「火山噴火の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針
 - ・火山防災協議会による火山災害対策【１－４①】
 - ・火山ハザードマップの作成【１－４②】
 - ・噴火時等の避難計画の策定【１－４③】
 - ・噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備【１－４④】
- 「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・火山噴火に伴う土砂災害対策【１－４⑥】
- 「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・土砂災害対策施設の整備【１－４⑦】
 - ・土砂災害対策施設の老朽化対策【１－４⑧】
 - ・土砂災害警戒区域等の指定【１－４⑨】
 - ・土砂災害ハザードマップの作成【１－４⑩】

- ・避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）【１－４⑪】
- 「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針
 - ・道路除雪等による冬期の交通確保【１－５①】
- 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・避難勧告等の発令基準等の策定【１－６⑧】
 - （再掲）１－２⑦（津波避難計画の策定）
 - （再掲）１－３⑤（避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害））
 - （再掲）１－４③（噴火時等の避難計画の策定）
 - （再掲）１－４⑪（避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害））
- 「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針
 - ・共同備蓄物資の整備【２－１①】
 - ・民間事業者との物資調達協定の締結【２－１②】
- 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針
 - ・自助による備蓄の促進【２－１③】
 - ・避難所への備蓄の促進【２－１④】
 - ・物流事業者との物資輸送・保管協定の締結【２－１⑤】
 - ・物資集積拠点の指定【２－１⑥】
 - ・物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用【２－１⑦】
 - ・国・他都道府県等との物資応援体制の構築【２－１⑧】
 - ・都市公園における広域防災拠点機能の確保【２－１⑨】
- 「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・孤立するおそれのある地区の現状把握【２－２①】
- 「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・通信手段の確保【２－２②】
- 「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針
 - ・孤立予防対策【２－２③】
 - （再掲）１－３①（河川改修等の治水対策）
 - （再掲）１－４⑦（土砂災害対策施設の整備）
 - （再掲）４－１②（道路施設の老朽化対策）
 - （再掲）４－１③（道路の防災対策）
 - ・自家発電機など電力の確保【２－２④】
 - ・緊急物資の備蓄【２－２⑤】
- 「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・都市公園における避難場所機能の確保【２－４⑤】
- 「緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針
 - ・高速道路・幹線道路等の整備【４－１①】
 - ・道路施設の老朽化対策【４－１②】

- ・道路の防災対策【４－１③】
- 「港湾施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・港湾施設の耐震化【４－１④】
 - ・港湾施設の老朽化対策【４－１⑤】
 - ・港湾における業務継続体制の強化【４－１⑥】
- 「空港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・空港施設の老朽化対策【４－１⑦】
- 「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・第三セクター鉄道の施設整備【４－１⑨】
 - ・鉄道施設・設備の強化【４－１⑩】※東日本旅客鉄道（株）秋田支社
- 「防災施設が損壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策【６－１①】
 - （再掲）１－２③（海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策）
 - （再掲）１－２④（海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策）
 - （再掲）１－３②（河川・ダム関連施設の老朽化対策）
 - （再掲）１－４⑧（土砂災害対策施設の老朽化対策）
- 「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
 - ・治山対策【６－２④】
- 「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針
 - ・災害対応に不可欠な建設業との連携【７－２①】
 - ・建設産業の担い手の確保・育成【７－２②】※一般社団法人秋田県建設業協会（一部施策）

6）農林水産・環境

- 「漁港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・防災拠点漁港の耐震化【４－１⑧】
- 「ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・ため池ハザードマップの整備【６－１②】
 - ・農業用ため池の整備【６－１③】
- 「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
 - ・農業・農村の多面的機能の確保【６－２①】
 - ・農業水利施設の保全管理【６－２②】
 - ・森林整備【６－２③】
- 「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築【７－１①】
 - ・災害廃棄物の処理体制の整備【７－１②】

(2) 横断的分野

「個別施策分野」ごとに整理した各施策のうち、国の基本計画を参考に、本県の横断的分野「地域づくり・リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」に該当する施策を再掲します。

7) 地域づくり・リスクコミュニケーション

ハザードマップ・避難勧告等の判断基準の策定

(津波)

- ・津波ハザードマップの作成【1-2⑥】
- ・津波避難計画の策定【1-2⑦】

(水害・高潮災害)

- ・洪水浸水想定区域の指定【1-3③】
- ・洪水ハザードマップの作成【1-3④】
- ・避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）【1-3⑤】

(火山の噴火等)

- ・火山ハザードマップの作成【1-4②】
- ・噴火時等の避難計画の策定【1-4③】

(土砂災害)

- ・土砂災害警戒区域等の指定【1-4⑨】
- ・土砂災害ハザードマップの作成【1-4⑩】
- ・避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）【1-4⑪】

自助・共助（自主防災組織、防災訓練、備蓄等）

- ・自主防災活動の充実・強化【1-7①】
- ・地域の防災・避難訓練の実施【1-7②】
- ・自主防災アドバイザーの派遣等【1-7③】
- ・学校における防災教育の充実【1-7④】
- ・多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-7⑤】
- ・自助による備蓄の促進【2-1③】
- ・避難所への備蓄の促進【2-1④】
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営【7-2③】
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成【7-2④】

消防団

- ・消防団への加入促進【2-3⑨】
- ・消防団員の技術力の向上【2-3⑩】

コミュニティ

- ・孤立するおそれのある地区の現状把握【2-2①】
- ・通信手段の確保【2-2②】 ※孤立地区対策

- ・自家発電機など電力の確保【２－２④】 ※孤立地区対策
- ・緊急物資の備蓄【２－２⑤】 ※孤立地区対策
- ・元気ムラ活動への支援【７－３①】
- ・共助組織の立ち上げ支援【７－３②】
- ・秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化【７－３③】

８）老朽化対策

各施設の老朽化対策

- ・海岸保全施設（建設海岸）【１－２③】
- ・海岸保全施設（漁港海岸）【１－２④】
- ・河川・ダム関連施設【１－３②】
- ・土砂災害対策施設【１－４⑧】
- ・都市公園施設【２－１⑨】
- ・道路施設【４－１②】
- ・港湾施設【４－１⑤】
- ・空港施設【４－１⑦】
- ・下水道施設【４－４②】
- ・農業集落排水施設【４－４④】
- ・農業用ため池【６－１③】
- ・農業水利施設【６－２②】

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化

限られた資源の中で、本県の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度、進捗状況等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。本県では、国の基本計画等を参考に、次のとおり「施策重点化の視点」を定めました。

【施策重点化の視点】

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	指標の目標値や全国平均値に照らし、どの程度進捗しているか

2 重点施策の選定【STEP5】

第2章「脆弱性評価結果のポイント」及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第3章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態」ごとに重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られますが、本計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重要業績指標」の両面から進捗管理を行っていきます。

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

(1) 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生を回避するため、住宅や公共特定建築物等の耐震化を促進します。

- 本県における住宅の耐震化促進に向けて、市町村との連携により、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を継続して実施します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 公共特定建築物について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等を市町村に働きかけるなどして、計画的に耐震化を進めます。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》住宅の耐震化率 70.8% (H27) ⇒85% (H32)

《指標》公共特定建築物（県）の耐震化率 96.7% (H27) ⇒100% (H32)

- (2) **大規模津波等による死傷者の発生**を回避するため、河川堤防等の耐震化や海岸保全施設の整備・老朽化対策等を推進します。また、市町村に働きかけ、津波ハザードマップ及び津波避難計画の策定を促進します。

- 津波遡上の可能性がある河川について、現況を調査・検討の上、堤防の嵩上げや耐震化等の対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 侵食の著しい海岸への離岸堤等の海岸保全施設整備を進めるとともに、既存施設について、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進します。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

- 「津波ハザードマップ」及び、避難指示・勧告の発令基準等を定める「津波避難計画」を未策定の市町村に対し、早期の策定を働きかけます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》津波ハザードマップの作成済み市町村数

3 市町村 (H27) ⇒ 8 市町村 (H28) / 必要 8 市町村

《指標》津波避難計画の策定済み市町村数

2 市町村 (H27) ⇒ 8 市町村 (H32) / 必要 8 市町村

- (3) **集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**を回避するため、河川改修等の治水対策を行うとともに、河川・ダム関連施設の老朽化対策を推進します。また、市町村に働きかけ、洪水ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）の策定を促進します。

- 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河川改修等の治水対策を進めるとともに、河川・ダム関連施設について、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 「想定しうる最大規模の洪水」による浸水想定区域の見直しを進め、新たな浸水想定に基づく「洪水ハザードマップ」の策定を市町村に対し働きかけます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 避難勧告・避難指示の発令基準等を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害・高潮災害）」を未策定の市町村に対し、早期の策定を働きかけます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》県管理河川整備率 45.8% (H27) ⇒ 45.9% (H29)

《指標》避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定済み市町村数

15 市町村 (H27) ⇒ 25 市町村 (H29) / 必要 25 市町村

《指標》避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定済み市町村数

3 市町村 (H27) ⇒ 6 市町村 (H29) / 必要 6 市町村

- (4) **大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生**を回避するため、土砂災害対策施設の整備・老朽化対策を推進します。また、常時観測火山について、火山ハザードマップ及び避難計画を策定するほか、土砂災害警戒区域等の指定と併せ、市町村に働きかけ、土砂災害ハザードマップ及び避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定を促進します。

- 国・県・市町村・関係機関・専門家等で構成する「火山防災協議会」において、十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山、鳥海山の5火山ごとに、「火山ハザードマップ」、「避難計画」の策定等を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 土砂災害危険箇所における対策施設整備を進めるとともに、既存施設の点検・健全度調査を行った上で長寿命化計画を策定し、土砂災害対策施設の老朽化対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、市町村に対し避難警戒態勢の整備を働きかけます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 「土砂災害ハザードマップ」及び、避難勧告・避難指示の発令基準等を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を未策定の市町村に対し、早期の策定を働きかけます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》火山ハザードマップの作成

3 火山（H27）⇒5 火山（H30）/必要 5 火山

《指標》噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定

1 火山（H27）⇒5 火山（H31）/必要 5 火山

《指標》土砂災害ハザードマップの作成済み市町村数

20 市町村（H27）⇒24 市町村（H32）/必要 24 市町村

《指標》避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定済み市町村数

16 市町村（H27）⇒24 市町村（H29）/必要 24 市町村

- (5) **暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備により冬期の円滑な交通確保を図るほか、市町村と連携し、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や克雪化住宅の普及促進を図ります。

- 効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備を推進し、冬期の円滑な交通確保を図ります。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 屋根の雪下ろしなど除排雪作業中の安全対策の徹底について、市町村と連携し、普及啓発を図ります。【施策分野②インフラ・住環境】
- 積雪による倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、県・市町村のリフォーム事業等による取組を推進し、克雪化住宅の普及促進を図ります。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》克雪化リフォーム実施件数 73 件（H27）⇒120 件（H28～H29）

(6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、県、市町村、防災関係機関において、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」による迅速・確実な情報伝達体制の強化を図るほか、市町村に働きかけ、防災行政無線や登録制メールなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を促進します。

○ 県総合防災課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成 27 年 4 月運用開始）の確実な運用のため、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】

○ Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、県と市町村等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】

○ 県が策定した「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」に基づき、市町村に対し、住民への情報伝達手段として、防災行政無線、IP 告知放送、登録制メール、コミュニティFM（防災ラジオ含む）のうち、複数の手段を整備するよう働きかけます。

【施策分野①行政機能等】

《指標》複数の情報伝達手段を整備している市町村数

15 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）

(7) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、市町村と連携した自主防災組織活動の充実強化や関係機関・民間団体等とも連携した学校における防災教育の充実を図ります。

○ 地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、市町村と連携し、自主防災組織の結成や活動の強化を働きかけます。【施策分野①行政機能等】

○ 秋田県防災士会所属の防災士を「秋田県自主防災アドバイザー」として、自主防災組織等に派遣し、活動への助言等を行います。【施策分野①行政機能等】

○ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関・民間団体等とも連携し、学校における防災教育を推進します。また、教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るための研修を実施します。【施策分野①行政機能等】

《指標》自主防災組織率 77.3%（H27）⇒83.9%（H32）

《指標》自主防災アドバイザーの派遣回数 47 回（H27）⇒50 回（H32）

《指標》地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合

45.9%（H27）⇒50%（H29）

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

- (1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を回避するため、市町村に働きかけ、備蓄物資の計画的な整備を促進するほか、大規模災害時の物資調達に必要な取組を推進します。
- 県と市町村の「共同備蓄物資」（19品目）について、市町村に対し、平成30年度までの目標量の備蓄を強く働きかけます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 市町村に対し、大規模災害時に救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う「二次物資集積拠点」の指定を働きかけます。（県は一次物資拠点5箇所を指定済み）【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 熊本地震等における災害物流の検証等を踏まえ、「物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアル」（平成26年3月策定）の見直しを進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》 共同備蓄物資の目標達成市町村数 1市町村（H27）⇒25市町村（H30）

《指標》 災害時における物資の供給に関する協定の締結（県）

コンビニ3件、スーパー2件、飲料メーカー3件、生協1件、
石油・ガソリン2件（H27）⇒随時拡充

- (2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進するとともに、市町村に働きかけ、孤立するおそれのある地区の事前把握や物資・電力・通信手段の確保などの予防対策を促進します。
- 河川改修等の治水対策や土砂災害対策施設の整備、橋梁の耐震補強などの道路の防災対策・老朽化対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 市町村に対し、孤立するおそれのある地区の事前把握のほか、孤立時に必要となる物資の備蓄、移動式自家発電機、通信手段の確保等の予防対策を働きかけます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- (3) 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞を回避するため、消防・警察施設の耐震化や非常用電源の確保等の対策を推進します。
- また、減少傾向にある消防団員の確保のため、市町村と連携し、消防団への加入促進に向けた取組を推進します。
- 警察本部・署及び消防本部・署の耐震化や非常用発電機の設置等により、災害時の警察・消防機能の維持に努めます。【施策分野①行政機能等】

- 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、市町村と連携し広報活動を行うほか、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や、消防団協力事業所の認定促進等を市町村に働きかけます。【施策分野①行政機能等】

《指標》 消防団員数の条例定数充足率 89.9% (H27) ⇒96.8% (H32)
 《指標》 機能別消防団制度導入市町村数 8市町村 (H27) ⇒13市町村 (H32)
 《指標》 勤務地団員制度導入市町村数 11市町村 (H27) ⇒18市町村 (H32)
 《指標》 消防団協力事業所数 354事業所 (H27) ⇒437事業所 (H32)

- (4) 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足を回避するため、市町村に働きかけ、指定緊急避難場所、指定避難所の指定を促進します。
 ○ 改正災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所、指定避難所の未指定市町村に対し、早期の指定を働きかけます。【施策分野①行政機能等】

《指標》 指定緊急避難場所・指定避難所の指定済み市町村数
 17市町村 (H27) ⇒25市町村 (H29)

- (5) 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺を回避するため、被災地における円滑な医療救護活動のための体制の構築等を推進します。
 ○ 災害医療対策本部への災害医療コーディネーターの配置等により、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供します。【施策分野③保健医療・福祉】
 ○ 災害時のDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣により、急性期（災害発生から概ね48時間以内）の救命活動を迅速に行います。【施策分野③保健医療・福祉】
- (6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生を回避するため、市町村、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。
 ○ 避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、市町村と連携し、衛生・防疫体制強化のための研修会等を実施します。【施策分野③保健医療・福祉】

目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- (1) 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、市町村に働きかけ、災害時における業務継続体制の強化を促進します。
 ○ 行政機関の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に影響することから、レジリエンスの観点からも極めて重要であり、県庁舎の耐震性強化、非常用電源の確保等を図るとともに、市町村に対しても同様の取組を働きかけます。【施策分野①行政機能等】

- B C P（業務継続計画）の未策定市町村に、早期の策定を働きかけます。【施策分野①行政機能等】

《指標》 B C P 策定済み市町村数 7 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- (1) 地域交通ネットワークが分断する事態を回避するため、道路、港湾、空港、漁港、鉄道等の各施設について、計画的な整備、耐震化などの防災対策及び老朽化対策を推進します。

- 高速道路の整備促進を国に働きかけるとともに、幹線道路等の整備、橋梁の耐震補強などの道路の防災対策・老朽化対策を推進し、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 港湾・空港・漁港・鉄道など、災害時の防災拠点として重要な役割を担う各施設について、耐震化などの防災対策のほか、老朽化対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》 高速道路供用率 約 85%（H27）⇒約 90%（H29）

《指標》 県管理国道改良率 93.7%（H27）⇒94.7%（H29）

- (2) 電気、石油、ガスの供給機能の停止を回避するため、民間ライフライン事業者による関連施設の耐震化等の予防対策を要請するほか、災害時における石油類燃料の確保について、業界団体等との協力体制の強化に向けた取組を推進します。

- 石油類燃料の確保にあたっては、供給協定を締結している業界団体との災害時を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図ります。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

- (3) 上水道等の長期間にわたる機能停止を回避するため、市町村に働きかけ、施設の老朽化対策と併せ、計画的な耐震化を促進します。

- 水道事業者である市町村と連携し、地域防災拠点等に対する供給ルートの耐震化を重点的に進めるなど、国の補助制度等を活用し、計画的な実施を働きかけます。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》 上水道（基幹道路）の耐震化率 24.3%（H27）⇒28.0%（H32）

- (4) **汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に推進するとともに、市町村に働きかけ、農業集落排水施設の老朽化対策、合併浄化槽への転換等を促進します。

- 下水道長寿命化計画に基づき、老朽化施設の修繕・改築を計画的に進めるとともに、地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 市町村に対し、老朽化した農業集落排水施設の機能診断の早期実施と、診断に基づく対策等の計画的実施を働きかけます。【施策分野②インフラ・住環境】
- 老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併浄化槽への転換を働きかけます。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（県）

56%（H27）⇒66%（H32）

- (5) **信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進します。

- 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備を進めます。【施策分野①行政機能等】

《指標》 自動起動型信号機電源付加装置の整備台数 98 基（H27 整備済み）

《指標》 電池式信号機電源付加装置の整備台数

18 基（H27）⇒53 基（H32）／計画 53 基

- (6) **電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止**を回避するため、民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

- (1) **サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞**を回避するため、県内企業のBCP策定を促進します。

- BCP（業務継続計画）策定の専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業との連携を図り、計画の必要性について普及啓発するなど計画策定を支援します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

- (2) **石油コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**を回避するため、災害の未然防止と拡大防止を目的とした「秋田県石油コンビナート等防災計画」を修正するほか、石油コンビナート訓練の実施により災害時対応を強化します。

- 国のコンビナート防災アセスメント指針や県津波浸水想定の公表を踏まえ、「秋田県石油防災コンビナート等防止計画」の修正を行います。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
- 災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟のため、石油コンビナート防災訓練（年１回）を実施します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

- (1) ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生を回避するため、防災重点ため池のハザードマップの作成やため池、河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策を推進します。
- 防災上重要な河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 防災重点ため池のハザードマップ作成のほか、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池について、県・市町村の支援のもと補修・補強等を促進します。【施策分野⑥農林水産・環境】

《指標》ため池ハザードマップ作成数

238 箇所（H27）⇒343 箇所（H30）/防災重点ため池 343 箇所

《指標》老朽ため池の整備着工箇所数

194 箇所（H27）⇒214 箇所（H32）/必要 214 箇所

- (2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を回避するため、農業水利施設の保全管理や森林整備、治山対策を推進します。
- 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）について、機能診断等の上、施設の長寿命化対策を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】
 - 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】
 - 荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備とともに、山地災害危険地区の周知を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》基幹的農業水利施設 機能保全計画策定数

152 箇所（H27）⇒228 箇所（H32）/必要 228 箇所

《指標》スギ人工林間伐面積 6,799ha（H27）⇒6,600ha（H32）/必要 5,700ha

《指標》山地災害防止機能等が適切に発揮された集落数

1,049 集落（H27）⇒1,507 集落（H30）

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態を回避するため、秋田県災害廃棄物処理計画の策定等により、災害時の迅速な処理体制の構築等を図ります。

- 秋田県産業廃棄物協会との協定に基づく協力体制の強化を図るほか、秋田県災害廃棄物処理計画の策定等により、災害時における廃棄物の迅速な処理体制の構築を図ります。

【施策分野⑥農林水産・環境】

(2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、建設関係団体との連携を強化するとともに、建設産業の担い手の確保・育成を図るほか、大規模災害発生時における災害ボランティア受入体制の構築を促進します。

- 災害時における応急対策に関する協定を締結している建設関係団体との連携を強化するほか、建設産業の担い手の確保・育成に向けた取組を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

- 大規模災害時に災害ボランティアを混乱なく受け入れ、効果的な支援活動が行われるよう、市町村による災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備や、秋田県社会福祉協議会との連携によるコーディネーター養成研修等の取組を促進します。【施策分野③保健医療・福祉】

《指標》 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定済み市町村数

18 市町村 (H27) ⇒ 25 市町村 (H32)

《指標》 災害ボランティアコーディネーターを 10 名以上養成した市町村数

10 市町村 (H27) ⇒ 25 市町村 (H32)

(3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や消防団への加入促進のほか、元気ムラ活動への支援、地域住民が主体となって除排雪作業を行う共助組織の立ち上げ支援や除排雪等のボランティア派遣体制強化等の取組を推進します。

- 地域住民が自ら考え活動できる組織づくりを支援します。【施策分野②インフラ・住環境】

- 地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織の立ち上げ等を支援します。【施策分野②インフラ・住環境】

- 秋田県社会福祉協議会が事務局となって、要配慮者世帯への除排雪等の緊急的な支援が必要となった地域に、市町村からの要請により県内外のボランティアを速やかに派遣する体制を強化します。【施策分野②インフラ・住環境】

- **再掲** 地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、市町村と連携し、自主防災組織の結成や活動の強化を働きかけます。【施策分野①行政機能等】
- **再掲** 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、市町村と連携し広報活動を行うほか、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や、消防団協力事業所の認定促進等を市町村に働きかけます。【施策分野①行政機能等】

《指標》元気ムラ活動公開地区数	72 地域 337 集落 (H27) ⇒100 地域 (H29)
《指標》共助組織数	24 組織 (H27) ⇒50 組織 (H31)
《指標》要配慮者世帯に対する支援体制（ボランティア派遣又は一部助成等の経済的負担軽減策）を整備している市町村の割合	100% (H27 整備済み)
再掲 自主防災組織率	77.3% (H27) ⇒83.9% (H32)
再掲 消防団員数の条例定数充足率	89.9% (H27) ⇒96.8% (H32)
再掲 機能別消防団制度導入市町村数	8 市町村 (H27) ⇒13 市町村 (H32)
再掲 勤務地団員制度導入市町村数	11 市町村 (H27) ⇒18 市町村 (H32)
再掲 消防団協力事業所数	354 事業所 (H27) ⇒437 事業所 (H32)

3 推進体制と不断の見直し

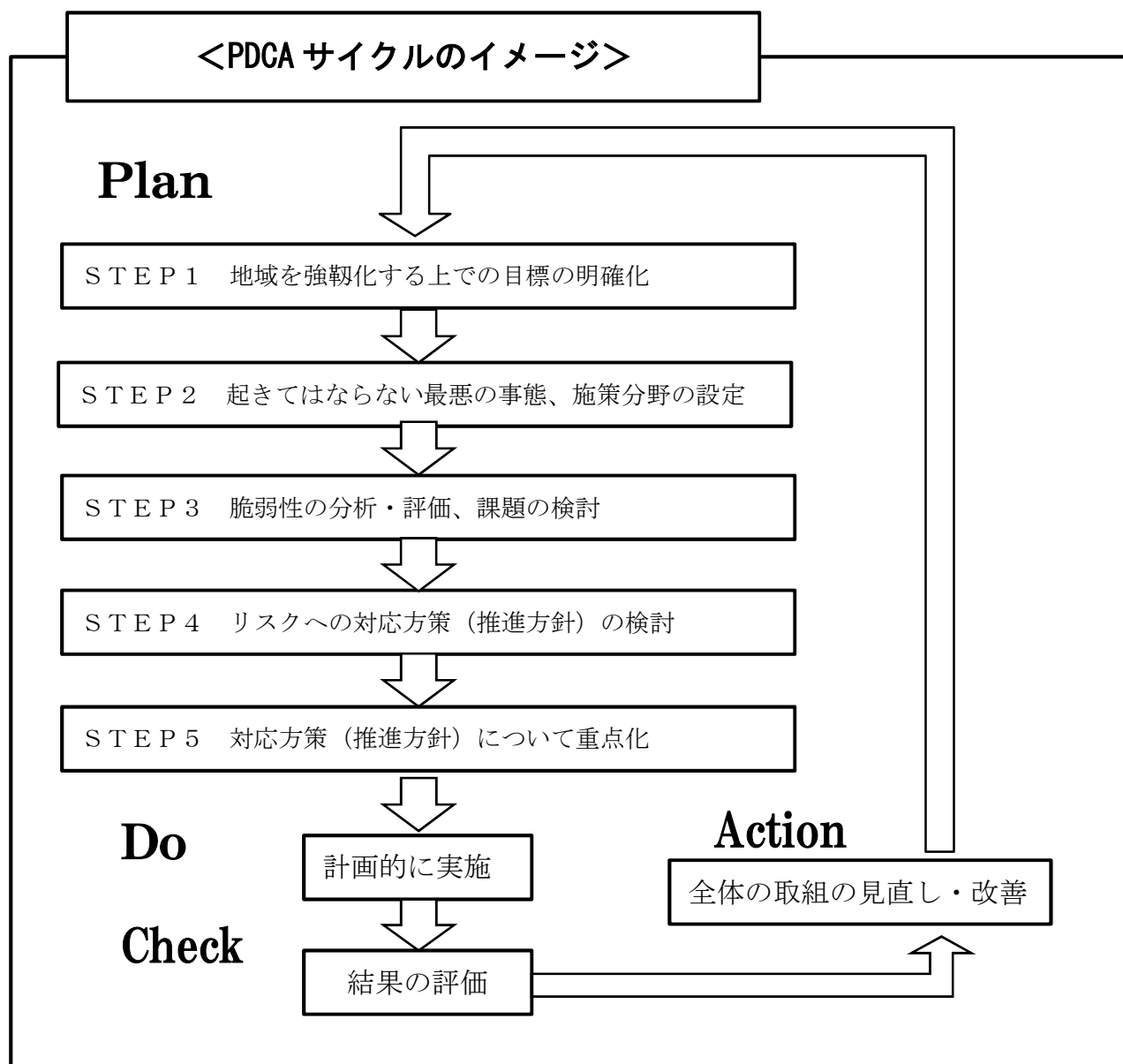
知事部局、教育庁、警察本部からなる「秋田県国土強靱化地域計画策定推進会議」による進捗管理のもと、国の関係機関、市町村、民間事業者・団体等と連携して関連施策の着実な推進を図ります。

また、民間ライフライン事業者・団体や有識者からなる「秋田県国土強靱化地域計画策定検討会議」からも意見を聴取しながら、必要に応じて施策や重要業績指標等の見直し等も適宜行います。

本計画の推進期間は、本県の将来像を見据えつつ平成 32 年度までとし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、PDCA サイクルを繰り返す（次の①→②→③→④→⑤→①…）ことにより、本計画を推進します。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② 起きてはならない最悪の事態と影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

本県の国土強靱化に関わる各種計画等においては、本計画を指針とし、適時所要の検討を加え、本計画との整合性を図るものとします。



秋田県国土強靱化地域計画（案）
（平成29年2月）

秋田県総務部総合防災課
〒010-8572
秋田県秋田市山王三丁目1-1
TEL 018（860）4563
FAX 018（824）1190

(別紙 1)

秋田県国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果
(案)

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する

①住宅の耐震化 【建設部】

- ・ 災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化が必要であるが、住宅の耐震化率は 70.8% (H27) と推計され、耐震化が遅れている状況であり、住宅の耐震化の促進に向けて、市町村との連携により取組を推進する必要がある。

②公共特定建築物(※)の耐震化 【建設部】

- ・ 公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の耐震化率は、県施設 96.7% (H27)、市町村施設 93.7% (H27) となっており、利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。

※「特定建築物」

「建築物の耐震化の促進に関する法律」第 14 条第 1 号及び第 2 号による建築物

③学校の耐震化 【教育庁】

- ・ 学校の耐震化は、市町村施設は平成 28 年度中に、県施設は平成 29 年度中に完了する見込みである。一方、県立学校の天井落下防止対策は約 20%と取組が遅れており、児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。

④病院の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 病院入院患者等は、迅速な避難が困難であり、死傷者が発生する危険性も高くなると見込まれることから、災害直接死を防ぐため、病院の耐震化の促進を図る必要がある。

⑤社会福祉施設等の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を促進する必要がある。

⑥指定文化財・史跡の耐震化 【教育庁】

- ・ 国・県指定文化財（建造物）や史跡（公開施設）の一部に耐震性が不十分なケースが見られることから、見学者の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する必要がある。

【想定】建築物等の倒壊により被害が拡大する

⑦市町村による空き家対策 【企画振興部】

- ・ 所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生・景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、市町村による適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。

⑧都市基盤の整備 【建設部】

- ・ 建築物が密集する市街地等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路（都市計画道路）整備や市町村による土地区画整理事業等の都市基盤整備を一層推進する必要がある。

【想定】家具類の転倒により負傷する

⑨家具類の固定など室内安全対策 【総務部】

- ・ 家具の固定など家庭や事業所における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、県及び市町村は、普及啓発に取り組む必要がある。

【想定】火災から逃げ遅れる

⑩住宅用火災警報器の設置 【総務部】

- ・ 住宅用火災報知器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、県及び市町村は、消防本部と連携して普及啓発に取り組む必要がある。

【重要業績指標】

- ① 住宅の耐震化率 70.8% (H27)、全国約 82% (H25)
- ② 公共特定建築物（県）の耐震化率 96.7% (H27)
- ③-1 学校（躯体）の耐震化率 県 95.7% (H27)、市町村 99.8% (H27)
- ③-2 非構造部材定期点検実施率 県 100% (H27 実施済み)
- ④ 病院の耐震化率 76.8% (H27)
- ⑤ 社会福祉施設等の耐震化率 89.1% (H26.10 月)
- ⑨ 災害に備え家具の固定を行っている県民の割合（県民意識調査） 21.9% (H27)
- ⑩ 住宅用火災警報器の設置率 県 78.9% (H27)、全国 81.0% (H27)

最悪の事態 1-2 大規模津波等による死傷者の発生

【想定】堤防や護岸等のインフラが被害を受ける

①海岸保全施設の整備 【建設部】

- ・ 建設海岸の保全区域延長 112.4 km に対して海岸侵食対策の整備率は 63.7% (H27) であり、津波・高潮及び波浪等による被害の防止・軽減を図るため、離岸堤や護岸等の海岸保全施設整備を一層推進する必要がある。

②河川堤防等の耐震化 【建設部】

- ・ 津波遡上の可能性がある河川堤防について、地震の影響を考慮した点検・照査を行っているところであり、引き続き耐震照査を推進し、必要に応じて堤防の嵩上げや耐震化等の対策を実施する必要がある。

③海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策 【建設部】

- ・ 護岸や水門等の海岸保全施設は、老朽化の進展により高潮・波浪等に対する防護機能の低下が懸念されることから、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

④海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策 【農林水産部】

- ・ 漁港における海岸保全施設は、築造後 30 年以上の施設が増加し、地震・波浪等による防護機能の低下が懸念されることから、長寿命化計画を策定の上、優先順位を決めて対策を推進する必要がある。

【想定】津波到達までに逃げ切れない

⑤津波浸水想定の設定 【総務部】

- ・ 県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「津波浸水想定」を設定・公表（平成 28 年 3 月）している。

⑥津波ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村は、県が平成 28 年 3 月に公表した津波浸水想定に基づく「津波ハザードマップ」を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を図る必要がある。

⑦津波避難計画の策定 【総務部】

- ・ 市町村は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難勧告等を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」を策定する必要がある。なお、県では、避難計画策定の指針を作成・提供（平成 26 年 10 月）するなど、市町村の計画策定への支援を行っている。

⑧港湾の津波防災対策 【建設部】

- ・ 港湾の背後地は地盤高が低いことから津波による浸水が想定されるが、防潮堤等の整備には膨大な費用と時間がかかることから、市町村と連携して最新の津波浸水想定に基づく臨港地区の避難計画を策定し、避難タワーなどの避難施設の整備を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ① 海岸侵食対策整備率 63.7% (H27)
- ④-1 漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定海岸数 0 海岸 (H27)
- ④-2 漁港海岸保全施設整備事業（機能強化・老朽化対策）の実施漁港海岸数 0 件 (H27、3 海岸実施中)
- ⑥ 津波ハザードマップの作成済み市町村数 3 市町村 (H27) / 必要 8 市町村
- ⑦ 津波避難計画の策定済み市町村数 2 市町村 (H27) / 必要 8 市町村

最悪の事態 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【想定】河川堤防など構造物が損傷する

①河川改修等の治水対策 【建設部】

- ・ 洪水を安全に流下させるための河道掘削、築堤、放水路整備、また、洪水を一時的に貯留するダムを整備などの治水対策を実施しているところであるが、近年、集中豪雨等による洪水被害が頻発しており、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。

②河川・ダム関連施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 河川及びダム関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】浸水地域に要救助者が取り残される

③洪水浸水想定区域の指定 【建設部】

- ・ 平成 27 年度の水防法改正により、水位周知河川及び洪水予報河川について、市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定の見直しを河川ごとに進める必要がある。

④洪水ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村は、改正水防法に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、洪水ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。

⑤避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害） 【総務部】

- ・ 市町村は、国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）を策定する必要がある。なお、県では、マニュアル策定の指針を作成・提供（平成26年10月）するなど、市町村のマニュアル策定への支援を行っている。

【重要業績指標】

- ① 県管理河川整備率 45.8%（H27）
- ③ 想定最大規模の洪水による浸水想定区域の指定 0 河川（H27）／必要 30 河川
- ④ 洪水ハザードマップの作成済み市町村数（水防法改正前の浸水想定） 18 市町村（H27）／必要 18 市町村
〃 （水防法改正後の浸水想定） 今後策定に向けて検討予定
- ⑤-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定済み市町村数 15 市町村（H27）／必要 25 市町村
- ⑤-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定済み市町村数
3 市町村（H27）／必要 6 市町村

最悪の事態 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

【想定】火山噴火の情報が伝達されない

①火山防災協議会による火山災害対策 【総務部】

- ・ 火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「火山防災協議会」を活火山ごとに設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。県内では、十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山、鳥海山の5活火山で協議会が設置されている。

②火山ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 火山防災協議会では、噴火の可能性が高い5つの常時観測火山について、それぞれ噴火した場合の規模や影響が及ぶ範囲を想定する「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」を作成する必要がある。秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山は作成済みであり、十和田、栗駒山は策定に向けて協議中。

③噴火時等の避難計画の策定 【総務部】

- ・ 火山防災協議会では、噴火の可能性が高い5つの常時観測火山について、それぞれの火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定する必要がある。秋田駒ヶ岳は策定済みであり、他の火山についても策定に向けて協議中。

④噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備 【総務部】

- ・ 気象庁が観測・監視・評価の結果に基づき発表する「噴火警報」「噴火予報」「噴火速報及び火山の状況に関する解説情報」は、県の総合防災情報システムを通じて即時に市町村に伝達されることとなっている。市町村は、気象庁の情報を住民や登山客等が把握しやすい避難小屋や観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線・サイレン・緊急速報メールなど、多様な情報伝達手段を構築する必要がある。

【想定】登山客や住民が噴火に巻き込まれる

⑤避難小屋等の強化 【生活環境部】

- ・ 4つの常時観測火山（秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山、栗駒山）にある避難小屋について、今後策定する「避難施設緊急整備計画」に基づき、噴火時の噴石等からの避難施設として利用可能な施設に改修等する必要がある。

【想定】住家が火山泥流に巻き込まれる

⑥火山噴火に伴う土砂災害対策 【建設部】

- ・ 予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進める必要がある。秋田駒ヶ岳、鳥海山は計画策定済みであり、今後、秋田焼山の計画を策定し、十和田及び栗駒山についても計画策定に取り組む必要がある。

【想定】土石流や崖崩れに巻き込まれる

⑦土砂災害対策施設の整備 【建設部】

- ・ 土砂災害危険箇所は県内に約 7,700 箇所あり、対策施設の整備を進めているものの未だ整備率は低く、土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を一層推進する必要がある。

⑧土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されており、現在、全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

⑨土砂災害警戒区域等の指定 【建設部】

- ・ ハード対策には時間を要することから、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を進め、市町村による避難警戒体制の整備を促進する必要がある。

⑩土砂災害ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を周知する必要がある。

⑪避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害） 【総務部】

- ・ 市町村は、国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する必要がある。なお、県ではマニュアル策定の指針を作成・提供（平成 26 年 10 月）するなど、市町村のマニュアル策定への支援を行っている。

【重要業績指標】

- ② 火山ハザードマップの作成 3 火山（H27）／必要 5 火山
- ③ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 1 火山（H27）／必要 5 火山
- ④ 複数の情報伝達手段を整備している市町村数 15 市町村（H27）
- ⑤ 国の避難施設緊急整備地域指定後に示す予定
- ⑥ 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 2 火山（H27）／必要 5 火山

- ⑦-1 土石流危険渓流整備率（保全人家 5 戸以上） 16.5%（H27）
- ⑦-2 急傾斜地崩壊危険箇所整備率（保全人家 5 戸以上） 34.7%（H27）
- ⑨ 土砂災害警戒区域等指定率 36.0%（H27）
- ⑩ 土砂災害ハザードマップの作成済み市町村数 20 市町村（H27）／必要 24 市町村
- ⑪ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定済み市町村数 16 市町村（H27）／必要 24 市町村

最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

【想定】道路が雪で交通不能になる

①道路除雪等による冬期の交通確保 【建設部】

- ・ 国・県・市町村の各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する必要がある。
- ・ 雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策施設の整備を進めており、冬期の安全・安心な交通環境の確保のため、雪崩や地吹雪の恐れのある箇所への対策施設整備や老朽化した既存施設の更新等を推進する必要がある。

【想定】雪下ろしによる死傷者が多数発生する

②雪下ろし事故防止対策 【企画振興部】

- ・ 県では、除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故は発生しているため、市町村との連携により、事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。

③克雪化住宅の普及促進 【建設部】

- ・ 既存住宅の克雪化は、消融雪工事後のランニングコストの負担等により普及が進んでいないが、積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、取組を促進する必要がある。

【重要業績指標】

- ③ 克雪化リフォーム実施件数 73 件（H27）

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】関係機関の情報が途絶する

①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【総務部】

- ・ 災害時には、市町村・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。
- ・ 大規模災害時には、秋田県地域防災計画に基づき、防災関係機関が県災害対策本部に参集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練等を通じ、情報収集・共有体制の強化を図る必要がある。【総務部】

②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【総務部】

- ・ 県総合防災課（県災害対策本部）と市町村、消防、自衛隊、地域振興局など防災機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成 27 年度運用開始）は、次の特徴により、大規模災害時においても迅速・確実な情報伝達（電話、データ、動画）が可能となっている。

- ・通信回線のデジタル化による情報の伝達速度や容量の大幅増
- ・有線回線（光ファイバー）によるメイン回線と衛星携帯電話によるバックアップ回線の多重化による災害時の信頼性の確保
- ・無停電電源装置や 72 時間の自家発電装置による災害体制の強化

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【企画振興部】

- ・県と市町村等は、一般電話回線や秋田県総合防災情報システムによる基本的な情報伝達に加え、冗長化という観点から、J アラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市町村等の関係機関との情報共有機能等を持つ「秋田県情報集約配信システム」を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達体制の強化を図ることとしている。

【想定】被災現場の情報が届かない

④ヘリコプターテレビシステムによる災害情報の収集 【警察本部】

- ・大規模災害発生時には、秋田県警察ヘリ「やまどり」の早期運航とヘリコプターテレビシステムによる県災害対策本部室への映像送信により、迅速な情報収集と共有が図られる。

【想定】住民へ情報伝達ができない

⑤Jアラートによる情報伝達 【総務部】

- ・地域住民に災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全ての市町村が、「全国瞬時警報システム」（J アラート）を導入しており、定期的な運用試験等により確実な受信・伝達体制を強化する必要がある。

⑥市町村による複数の情報伝達手段の整備等 【総務部】

- ・市町村による住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、IP 告知放送、エリアメール、コミュニティFM、防災ラジオなど多様化が進められており、大規模災害時における停電等の事態に備え、複数の伝達手段を整備する必要がある。
- ・市町村は、多様な情報伝達手段の確保と併せて、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備を図る必要がある。なお、県では、「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」を作成・提供（平成 27 年 3 月）し、市町村の情報伝達手段の整備への支援を行っている。
- ・県では、美の国あきたネットのほか、「秋田県防災ポータルサイト」（平成 26 年 12 月運用開始）やツイッター・フェイスブック等の SNS により災害情報等を提供しており、今後も迅速かつ効果的な情報提供に努める必要がある。

⑦河川水位等の観測・情報提供体制の強化 【建設部】

- ・県では、「秋田県河川砂防情報システム」により、河川・ダムの水位や土砂災害危険度等の情報を県民へ情報提供するとともに、市町村による避難勧告等の発令判断に資するため、インターネットで公開しており、今後、老朽化の進んだ測定施設や機器の改良・更新等を計画的に進める必要がある。
- ・近年、中小河川においても甚大な洪水被害が発生しており、県管理河川についても水位等の観測・情報提供体制を強化する必要がある。

⑧避難勧告等の発令基準等の策定

【再掲】1-2⑦（津波避難計画の策定） 【総務部】

- ・ 市町村は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難勧告等を発令するための情報収集・伝達方法を定めた「津波避難計画」を策定する必要がある。なお、県では、避難計画策定の指針を作成・提供（平成 26 年 10 月）するなど、市町村の計画策定への支援を行っている。

【再掲】1-3⑤（避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）） 【総務部】

- ・ 市町村は、国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）を策定する必要がある。なお、県では、マニュアル策定の指針を作成・提供（平成 26 年 10 月）するなど、市町村のマニュアル策定への支援を行っている。

【再掲】1-4③（噴火時等の避難計画の策定） 【総務部】

- ・ 火山防災協議会では、噴火の可能性が高い 5 つの常時観測火山について、それぞれの火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定する必要がある。秋田駒ヶ岳は策定済みであり、他の火山についても策定に向けて協議中。

【再掲】1-4⑪（避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）） 【総務部】

- ・ 市町村は、国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する必要がある。なお、県ではマニュアル策定の指針を作成・提供（平成 26 年 10 月）するなど、市町村のマニュアル策定への支援を行っている。

【重要業績指標】

- ⑤ Jアラート自動起動措置の整備済み市町村数 24 市町村（H27）
- ⑥ 複数の情報伝達手段を整備している市町村数 15 市町村（H27）
- ⑧-1 津波避難計画の策定済み市町村数（1-2⑦の再掲） 2 市町村（H27）／必要 8 市町村
- ⑧-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定済み市町村数（1-3⑤-1 の再掲）
15 市町村（H27）／必要 25 市町村
- ⑧-3 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定済み市町村数（1-3⑤-2 の再掲）
3 市町村（H27）／必要 6 市町村
- ⑧-4 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定（1-4③の再掲） 1 火山（H27）／必要 5 火山
- ⑧-5 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定済み市町村数（1-4⑪の再掲）
16 市町村（H27）／必要 24 市町村

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する

①自主防災活動の充実・強化 【総務部】

- ・ 市町村は、自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。県内の自主防災組織率は全国平均を下回っており、組織数の拡大と併せて、活動の充実・強化を図る必要がある。

②地域の防災・避難訓練の実施 【総務部】

- ・ 市町村は、地域防災力の強化を図るため、自主防災組織・水防管理団体・ボランティア団体・地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施する必要がある。

③自主防災アドバイザーの派遣等 【総務部】

- ・ 県は、秋田県防災士会に所属している「防災士」27名（平成28年3月現在）を「秋田県自主防災アドバイザー」に委嘱しており、自治会や自主防災組織に派遣し、活動への助言等を行っている。

④学校における防災教育の充実 【教育庁】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、全ての学校において防災教育の充実を図る必要がある。

⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施 【総務部】

- ・ 災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、県、市町村、防災関係機関及び住民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を計画的に実施する必要がある。県では、毎年度、「県民防災の日訓練」（図上訓練）及び「県総合防災訓練」・「冬期防災訓練」（会場市町村との共催）を開催している。

【重要業績指標】

- ① 自主防災組織率 県 77.3%、全国 81.0%（H27）
- ② 地域の防災訓練に参加している県民の割合（県民意識調査） 12.7%（H27）
- ③ 自主防災アドバイザーの派遣回数 47回（H27）
- ④ 地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合 45.9%（H27）
（公立の幼・小・中・高・特別支援学校）

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定】備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する

①共同備蓄物資の整備 【総務部】

- ・ 県と市町村は、地域防災計画において、災害発生時に必要となる物資 19 品目を「共同備蓄品目」として指定し、避難者 3 万 2 千人分（3 日分）を整備することとしている。市町村は平成 30 年度までに目標量を確保することとしているが、未達成の市町村が多く、取組を促す必要がある。県は、平成 27 年度に目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【総務部】

- ・ 県及び市町村は、災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。

【想定】救援物資が届かない

③自助による備蓄の促進 【総務部】

- ・ 水・食料等の備蓄（家族人数×3 日分）をしている家庭の割合は 15.3%（H27 県民意識調査）と低く、県と市町村は、地域住民や自主防災組織等に対し、3 日分の備蓄に向けた普及啓発を進める必要がある。

④避難所への備蓄の促進 【総務部】

- ・ 市町村は、災害発生時の被災者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める必要がある。

⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総務部】

- ・ 災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、県及び市町村は、それぞれ物流事業者に協力を要請できる協定を締結している。県では、（公社）秋田県トラック協会・秋田県倉庫協会と「災害時における緊急・救援物資輸送等及び物資の保管等に関する協定」を締結（平成 25 年 12 月）している。

⑥物資集積拠点の指定 【総務部】

- ・ 県及び市町村は、地域防災計画において、救援物資が必要となる大規模災害時には、物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点をそれぞれ開設することとしており、県は一次物資集積拠点、市町村は二次物資集積拠点の候補施設をあらかじめ指定しておく必要がある。県は一次物資集積拠点として県内 5 施設を指定している。

⑦物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総務部】

- ・ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備しておくことが必要である。県では、平成 26 年 3 月にマニュアルを策定しており、今後は、本マニュアルに基づく輸送訓練など実効性を高める取組を進める必要がある。

⑧国・他都道府県等との物資応援体制の構築 【総務部】

- ・ 大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」による他都道府県からの物資提供や、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう受入体制の準備が必要である。

⑨都市公園における広域防災拠点機能の確保 【建設部】

- ・ 大規模災害時における一次物資集積拠点及び救助活動等の集結場所・ベースキャンプに指定されている都市公園について、長寿命化計画に基づき計画的に老朽化対策を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 共同備蓄物資の目標達成市町村数 1 市町村 (H27)
- ② 災害時における物資の供給に関する協定の締結 (県)
コンビニ 3 件、スーパー 2 件、飲料メーカー 3 件、生協 1 件、石油・ガソリン 2 件 (H27)
- ④-1 避難所に物資を備蓄している市町村数 13 市町村 (H27)
- ④-2 物資を備蓄している避難所数 101 避難所 (H27)

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【想定】孤立可能性のある地区を把握できない

①孤立するおそれのある地区の現状把握 【総務部】

- ・ 市町村は、災害による孤立想定地区をあらかじめ地域防災計画に定めるほか、地すべりや雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等の把握に努める必要がある。

【想定】孤立地区の被害状況を把握できない

②通信手段の確保 【総務部】

- ・ 県は、通信の途絶が想定される地区に衛星携帯電話等を配備する市町村の取組への支援を行っており、平成 24 年度時点で情報通信分野における孤立は解消されている。今後は、市町村に対し、通信機器の老朽化等についても対応するよう働きかける必要がある。

【想定】孤立状態が解消できない

③孤立予防対策

再掲 1-3 ① (河川改修等の治水対策) 【建設部】

- ・ 洪水を安全に流下させるための河道掘削、築堤、放水路整備、また、洪水を一時的に貯留するダムの整備などの治水対策を実施しているところであるが、近年、集中豪雨等による洪水被害が頻発しており、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。

再掲 1-4 ⑦ (土砂災害対策施設の整備) 【建設部】

- ・ 土砂災害危険箇所は県内に約 7,700 箇所あり、対策施設の整備を進めているものの未だその整備率は低く、土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を一層推進する必要がある。

再掲 4-1 ② (道路施設の老朽化対策) 【建設部】

- ・ 平成 26 年度の道路法改正に伴い、従来からの橋梁点検のほか、トンネルやシェッド等の道路施設の点検を進めており、今後、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【再掲】4-1③（道路の防災対策） 【建設部】

- ・ 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面対策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。

④自家発電機など電力の確保 【総務部】

- ・ 市町村は、孤立するおそれのある地区に、停電の長期化を想定した移動式自家発電機器等の配備を進める必要がある。

⑤緊急物資の備蓄 【総務部】

- ・ 市町村は、孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ③-1 県管理河川整備率（1-3①の再掲） 45.8%（H27）
- ③-2 土石流危険渓流整備率（保全人家5戸以上）（1-4⑦-1の再掲） 16.5%（H27）
- ③-3 急傾斜地崩壊危険箇所整備率（保全人家5戸以上）（1-4⑦-2の再掲） 34.7%（H27）
- ③-4 橋梁長寿命化修繕計画進捗率（橋長15m以上、要対策橋梁）（4-1②の再掲） 46%（H27）

最悪の事態 2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

【想定】警察庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

①警察施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） 【警察本部】

- ・ 警察本部及び警察署は全て耐震化済みであり、非常用発電機の設置と併せ、災害時における警察機能の維持に努める必要がある。

②警察本部・警察署の代替庁舎の確保 【警察本部】

- ・ 警察本部及び全ての警察署において、災害時の代替庁舎を確保しており、災害時に速やかな機能移転が図られるよう、機能移転訓練等を継続実施していく。

③警察の業務継続体制の強化 【警察本部】

- ・ 警察本部及び全ての警察署において、業務継続計画を策定済みである。

④警察職員の非常招集システムの確立 【警察本部】

- ・ 大規模災害時における初動態勢の確立を迅速に行うため、職員の携帯電話に参集情報等を自動配信する「緊急参集システム」により災害警備態勢の確立を図っている。

⑤訓練による災害救助技術の向上 【警察本部】

- ・ 県総合防災訓練や市町村防災訓練に参画しているほか、様々な状況下での定期訓練を実施するなど、警察の災害救助技術の向上に努めている。

⑥災害対応装備品の充実 【警察本部】

- ・ 災害対策のため、警察本部及び各警察署において装備資機材の充実を図る必要がある。

【想定】 消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

⑦消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） 【総務部】

- ・ 消防本部及び消防署施設の耐震化（79.0%/H27）や、非常用発電機の設置（13 本部のうち 11 本部で設置済み/H27）など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策が必要である。

⑧消防施設における燃料の確保 【総務部】

- ・ 燃料の備蓄のほか、各署所の近隣給油スタンドとの優先給油協定の締結等により、災害時における緊急車両等の燃料を確保する必要がある。

【想定】 応急活動を行う人員が不足する

⑨消防団への加入促進 【総務部】

- ・ 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、市町村と連携した広報活動を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員等の制度導入や消防団協力事業所の認定促進等を市町村に働きかける必要がある。

⑩消防団員の技術力の向上 【総務部】

- ・ 県では、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、県消防学校において消防団員を対象とした教育訓練を実施している。

⑪津波災害時の団員の安全確保 【総務部】

- ・ 津波災害時に消防団が安全に活動できるよう、津波のおそれのある沿岸市町村では、「消防団活動安全管理マニュアル」を策定している。

⑫緊急消防援助隊の計画的な整備 【総務部】

- ・ 大規模災害発生時など、被災都道府県内の消防力では対応困難な場合に備え、平時から「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相互の援助体制が構築されており、本県でも災害時の効率的な受入体制を整備するとともに、各消防本部において、「緊急消防援助隊増隊計画」に基づき、計画的な登録を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ② 警察本部及び 15 警察署において代替庁舎確保済み
- ③ 警察本部及び 15 警察署において業務継続計画策定済み
- ⑨-1 消防団員数の条例定数充足率 89.9%（H27）
- ⑨-2 機能別消防団制度導入市町村数 8 市町村（H27）
- ⑨-3 勤務地団員制度導入市町村数 11 市町村（H27）
- ⑨-4 消防団協力事業所数 354 事業所（H27）
- ⑩ 消防団員の消防学校教育訓練受講者数 137 人（H27）
- ⑪ 津波災害時の消防団活動安全管理マニュアル策定済み市町村数 8 市町（H27）/必要 8 市町
- ⑫ 緊急消防援助隊の登録隊数 83 隊（H27）

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

【想定】被災者が避難所の場所を把握していない

①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 【総務部】

- ・ 災害対策基本法の改正により、市町村に指定が義務づけられている「指定緊急避難場所」「指定避難所」について、指定に至っていない市町村に早期の指定作業を促す必要がある。
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称・位置・避難経路等について、ハザードマップの配布や広報への掲載等を通じて周知を図る必要がある。

②福祉避難所の指定 【健康福祉部】

- ・ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、全ての市町村において、必要な福祉避難所を整備する必要がある。

【想定】災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する

③帰宅困難者支援に関する協定の締結 【総務部】

- ・ 県は、災害発生時に民間事業者が自店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として開設し、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入れや情報提供を行う「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

【想定】避難所等が被災して使用できない

④学校施設の防災機能の強化 【教育庁】

- ・ 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校施設において最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。

⑤都市公園における避難場所機能の確保 【建設部】

- ・ 避難場所に指定されている都市公園について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める必要がある。

【想定】避難所において良好な生活環境を確保できない

⑥避難所における生活環境の整備 【総務部】

- ・ 市町村は、避難所開設準備から閉鎖までの流れ、避難所運営の体制づくり、避難所運営のルール、要配慮者に優しく女性の視点に配慮した避難所づくり等を整理した「避難所開設・運営マニュアル」を策定し、避難勧告等の発表後のスムーズな避難者の受入れと避難所における良好な生活環境の確保に、平時から取り組む必要がある。
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保については、高齢者等の二次被害につながるなど、近年の大規模災害でも課題となっており、市町村は、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に取り組む必要がある。

【想定】避難所外の避難者を把握できない

⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 【総務部】

- ・ 平成 28 年 5 月に発生した熊本地震では、ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者の把握等が課題となったため、市町村に対し、対応策の周知等を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ①-1 指定緊急避難場所の指定済み市町村数 17 市町村 (H27)
- ①-2 指定避難所の指定済み市町村数 17 市町村 (H27)
- ② 福祉避難所の指定済み市町村数 19 市町村 (H27)
- ③ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定締結事業者数 10 事業者 (H27)
- ⑥ 避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数 15 市町村 (H27)

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

【想定】医療施設が機能を喪失する

①災害拠点病院の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の耐震性を確保する必要がある。

【想定】医薬品等を確保できない

②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【健康福祉部】

- ・ 秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力のもと、災害の初動期以降に必要となる医薬品・医療機器の流通備蓄を行っている。

【想定】被災地での医療救護活動が滞る

③災害医療コーディネーターの配置 【健康福祉部】

- ・ 災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に「災害医療コーディネーター」を配置し、DMAT（災害派遣医療チーム）の待機・出動要請や医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供することとしている。

④災害派遣医療チームの配置【健康福祉部】

- ・ 災害現場における医療活動、広域医療搬送、被災地の病院支援等を行う DMAT（災害派遣医療チーム）が県内 13 の災害拠点病院に配置されており、県の出動要請等により、急性期（災害発生から概ね 48 時間以内）の救命活動に対応することとしている。

【重要業績指標】

- ① 新耐震化基準適合災害拠点病院数 12 病院 (H27) ／全 13 病院
- ② 秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会と、緊急医薬品・医療機器の備蓄と提供に関する委託契約を締結済み
- ④ DMAT チーム数 22 チーム (H27)

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【想定】避難所で感染症が集団発生する

①市町村の健康危機管理能力の向上 【健康福祉部】

- ・ 衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、市町村、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策を推進する必要がある。

②平時からの感染症予防対策の強化 【健康福祉部】

- ・ 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する必要がある。

【重要業績指標】

- ①「避難所における感染症まん延防止対策研修会」実施市町村数 0 市町村（H27）

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

【想定】業務が継続できない

県など行政機関の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点からきわめて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。

①県の業務継続体制の強化 【総務部】

- ・ 県は、災害時の課室ごとの優先業務や職員参集・安否確認方法、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における秋田県業務継続計画」を策定（平成 26 年 3 月）している。

②市町村の業務継続体制の強化 【総務部】

- ・ 市町村の業務継続計画は、7 市町村の策定にとどまっており、早期の策定を働きかける必要がある。

【想定】県庁舎が倒壊する

③県庁舎の耐震性の強化 【出納局】

- ・ 本庁舎、議会棟、総合庁舎は耐震改修済みであり、第二庁舎は昭和 56 年以降の耐震基準により建設されているため、倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材（仕切壁、天井の内装材等）・設備機器・配管類の耐震評価を実施していないため、大規模地震等の際には、施設機能に障害が発生するおそれがある。

④執務環境の整備 【出納局】

- ・ 什器の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。

【想定】県庁舎が停電する

⑤停電時の行政機能の確保 【出納局】

- ・ 庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え、自家発電装置や蓄電池が設置されており、平時から 3 日間の運転が可能な燃油残量を維持することとしている。

⑥非常用電源等の確保 【出納局】

- ・ 停電時でも最低限の業務が継続できるよう、庁舎各フロアに電工ドラム・LAN ケーブル・作業灯を備えており、停電時には各課室の非常用コンセントを使用することとしている。

⑦停電対応訓練の実施 【出納局】

- ・ 停電時でも、防災拠点として必要な非常用電源や情報伝達手段を確保し、非常時優先業務を継続できるよう、年 1 回、訓練を実施している。

【重要業績指標】

- ② BCP（業務継続計画）の策定済み市町村数 7 市町村（H27）

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

【想定】緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される

①高速道路・幹線道路等の整備 【建設部】

- ・ 県内の高速道路の供用率は約 85%（H27）と整備が進んできているが、まだ 3 箇所のミッシングリンクが存在しており、国や市町村等と連携して、高速道路・幹線道路等の整備を一層推進する必要がある。
- ・ 秋田自動車道について、岩手県境付近が暫定 2 車線と脆弱であり、大規模災害時に物資輸送や災害対応支援等で重要な役割を果たす日本海側と太平側を結ぶ横軸の機能強化を図る必要がある。
- ・ 災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路や避難路等の整備推進、高速道路・防災拠点等へのアクセス機能の強化を図る必要がある。
- ・ あるゆる災害に対してリダンダンシー機能も考慮した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

②道路施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 平成 26 年度の道路法改正に伴い、従来からの橋梁点検のほか、トンネルやシェッド等の道路施設の点検を進めており、今後、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

③道路の防災対策 【建設部】

- ・ 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。

【想定】港湾施設の機能が停止する

④港湾施設の耐震化 【建設部】

- ・ 県内の港湾における耐震強化岸壁は、秋田港と本荘港にそれぞれ 1 箇所整備されている。災害時ににおいて、港湾は背後圏への物資・人員等の供給拠点として重要な役割を担うものであり、また、東日本大震災では日本海側の港湾は被災地の太平洋側への供給拠点としても大きな役割を果たしたところであり、重要な防災拠点として、耐震強化岸壁の整備を推進し、港湾の機能強化を図る必要がある。

⑤港湾施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 県内の重要港湾、地方港湾の 5 港で予防保全計画を策定しており、今後、施設点検と併せて老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

⑥港湾における業務継続体制の強化 【建設部】

- ・ 全ての重要港湾（秋田港、船川港、能代港）で B C P（業務継続計画）を策定しており、今後とも業務継続体制の強化を図る必要がある。

【想定】空港施設の機能が停止する

⑦空港施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 大規模災害時に物資・人員等の輸送拠点となる秋田空港、大館能代空港について、維持管理・更新計画を策定しており、今後とも施設の点検及び老朽化対策を計画的に進める必要がある。

【想定】漁港施設の機能が停止する

⑧防災拠点漁港の耐震化 【農林水産部】

- ・ 災害時に海路から緊急支援物資等を輸送する防災拠点漁港に金浦漁港を指定しているが、国の耐震設計指針が更新され、新たな基準に合致した施設強度（最大クラスの地震動に対応した耐震強化岸壁）を確保する必要がある。

【想定】鉄道施設の機能が停止する

⑨第三セクター鉄道の施設整備 【観光文化スポーツ部】

- ・ 秋田内陸縦貫鉄道と由利高原鉄道は、平時における地域交通の確保のほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要である。鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等を活用した整備を行っているものの、整備費用の確保が課題となっている。

⑩鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道（株）秋田支社】

- ・ JR 東日本（秋田支社）では、災害に伴う被害が予想される橋梁・盛土・トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強・取替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒態勢の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。

【重要業績指標】

- ①-1 高速道路供用率 約 85%（H27）
- ①-2 県管理国道改良率 93.7%（H27）
- ② 橋梁長寿命化修繕計画進捗率（橋長 15m 以上、要対策橋梁） 46%（H27）
- ④ 重要港湾の耐震強化岸壁数 1 箇所（H27）／計画 3 箇所
- ⑧ （漁港）最大クラスの地震動に対応する耐震強化岸壁数 0 箇所（H27）／必要 1 箇所

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する

①電力施設・設備の強化 【東北電力（株）秋田支店】

- ・ 東北電力（株）（秋田支店）では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。

【想定】石油類燃料が確保できない

②災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合等との協定 【総務部】

- ・ 県は、秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結（平成 21 年 3 月）しており、災害時には緊急通行車両や避難所の暖房等に必要な石油類燃料の調達・供給を要請することとしている。

③災害時における石油類燃料の確保～石油連盟との覚書 【総務部】

- ・ 県は、石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結（平成 26 年 3 月）しており、災害時に石油元売り社が県内重要施設に直接燃料供給を行う際に必要な施設情報等を事前に提供している。

【想定】長期にわたりガス供給機能が停止する

④ガス供給施設・設備の強化 【東部瓦斯（株）秋田支社】

- ・ 東部瓦斯（株）秋田支社では、地震発生時のガス漏れなどの緊急事態に迅速かつ適切な保安措置がとれるよう、24時間365日の緊急出動体制を整えている。また、法令基準等に基づきガス供給設備を整備し、耐震性の高いガス導管の使用などガス供給設備の強靱化に取り組んでいる。

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【想定】上水道機能が停止する

①水道施設の耐震化 【生活環境部】

- ・ 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。

【想定】工業用水道機能が停止する

②工業用水道の耐震化 【産業労働部】

- ・ 各施設の耐用年数を考慮し老朽度に応じた更新又は耐震化を計画している。平成23年度から取水施設、送水施設の更新工事を順次実施してきており、今後も計画を推し進める必要がある。

【重要業績指標】

- ① 上水道（基幹管路）の耐震化率 24.3%（H27）
- ② 工業用水道施設（管路）の耐震化率 55%（H27）

最悪の事態 4-4 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

【想定】下水道機能が停止する

①下水道施設の耐震化 【建設部】

- ・ 地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに進める必要がある。

②下水道施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 下水道施設は老朽化が進んでいるため、長寿命化計画を策定しており、今後は、この計画に基づき計画的に老朽化対策を推進する必要がある。

③下水道における業務継続体制の強化 【建設部】

- ・ 下水道BCP（業務継続計画）について、県は策定済みであり、市町村も簡易版を含め全て策定しているところであるが、今後、計画の実効性をさらに高める必要がある。

【想定】農業集落排水施設の機能が停止する

④農業集落排水施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 農業集落排水施設は老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、市町村における診断の早期実施と老朽化対策の計画的実施を促進する必要がある。

【想定】浄化槽の機能が停止する

⑤合併浄化槽への転換促進 【生活環境部】

- ・ 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【想定】し尿処理が滞る

⑥災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築 【生活環境部】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県環境整備事業協同組合と締結した協定に基づき、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（県）56％（H27）
- ⑤ 浄化槽のうち合併浄化槽の構成比率 56.8％（H27）

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【想定】信号機が全面停止する

①停電時の信号機減灯対策 【警察本部】

- ・ 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機減灯対策を進める必要がある。そのほか、警察本部及び各警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。

【重要業績指標】

- ①-1 自動起動型信号機電源付加装置の整備台数 98 基（H27 整備済み）
- ①-2 電池式信号機電源付加装置の整備台数 18 基（H27）／計画 53 基（H32）

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

【想定】長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する

①電話施設・設備の強化 【東日本電信電話（株）秋田支店】

- ・ NTT東日本（秋田支店）では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を市町村と連携して進めている。

②携帯電話設備の信頼性向上 【（株）ドコモCS東北 秋田支店】

- ・ NTTドコモでは、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【想定】県内の企業活動が停止する

①企業における業務継続体制の強化 【産業労働部】

- ・ 県内企業のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業等との連携により、計画の必要性について普及啓発するなど計画策定を支援する必要がある。

最悪の事態 5-2 石油コンビナート・重要な商業施設の損壊、火災、爆発等

【想定】石油コンビナートの損壊、火災、爆発等が発生する

①石油コンビナート防災計画の見直し 【総務部】

- ・ 国のコンビナート防災アセスメント指針や県津波浸水想定公表を踏まえ、災害の未然防止と発生災害の拡大防止を定めた「秋田県石油コンビナート等防災計画」を修正する必要がある。

②石油コンビナート防災訓練の実施 【総務部】

- ・ 石油コンビナート等防災計画に基づき、防災関係機関や特定事業所等による石油コンビナート防災訓練を年一回実施している。

③化学消火剤貯蔵タンクの整備 【総務部】

- ・ 県では、石油コンビナート災害の拡大防止のため、石油コンビナート等特別防災区域（秋田市飯島、男鹿市船川）に、化学消火剤貯蔵タンクを整備している。

④大容量泡放射システムの配備 【総務部】

- ・ 浮き屋根式屋外タンクが存する特定事業所への大容量泡放射システムの配備義務化を受け、秋田国家石油備蓄基地（男鹿地区）に大容量泡放射システムが配備（平成 21 年 5 月）されている。

【重要業績指標】

- ① 秋田県石油コンビナート等防災計画の見直し 平成 30 年度修正予定

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【想定】防災施設が損壊又は機能不全に陥る

①河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策

【再掲】1-2③（海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 護岸や水門等の海岸保全施設は、老朽化の進展により高潮・波浪等に対する防護機能の低下が懸念されることから、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【再掲】1-2④（海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策） 【農林水産部】

- ・ 漁港における海岸保全施設は、築造後 30 年以上の施設が増加し、地震・波浪等による防護機能の低下が懸念されることから、長寿命化計画を策定の上、優先順位を決めて対策を推進する必要がある。

【再掲】1-3②（河川・ダム関連施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 河川及びダム関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【再掲】1-4⑧（土砂災害対策施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されており、現在、全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】ため池が決壊又は機能不全に陥る

②ため池ハザードマップの整備 【農林水産部】

- ・ 防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、ハザードマップを作成し、地域住民に情報提供する必要がある

③農業用ため池の整備 【農林水産部】

- ・ 老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県・市町村の支援のもと補修・補強等を進める必要がある。

【重要業績指標】

①-1 漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定海岸数（1-2④-1 の再掲） 0 海岸（H27）

①-2 漁港海岸保全施設整備事業（機能強化・老朽化対策）の実施漁港海岸数（1-2④-2 の再掲）

0 件（H27、3 海岸実施中）

② ため池ハザードマップ作成数 238 箇所（H27）／防災重点ため池 343 箇所

③ 老朽ため池の整備着工箇所数 194 箇所（H27）／必要 214 箇所

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

①農業・農村の多面的機能の確保 【農林水産部】

- ・ 洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業・農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する必要がある。

②農業水利施設の保全管理 【農林水産部】

- ・ 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。

③森林整備 【農林水産部】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を進める必要がある。

④治山対策 【農林水産部】

- ・ 集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ① 日本型直接支払実施面積（多面的機能・中山間直払） 105,027ha（H27）／必要 110,000ha
- ② 基幹的農業水利施設 機能保全計画策定数 152 箇所（H27）／必要 228 箇所
- ③ スギ人工林間伐面積 6,799ha（H27）／必要 5,700ha
- ④ 山地災害防止機能等が適切に発揮された集落数 1,049 集落（H27）

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

【想定】災害廃棄物処理が滞る

①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 【生活環境部】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

②災害廃棄物の処理体制の整備 【生活環境部】

- ・ 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し助言等を行い、「災害廃棄物対策指針」に基づく早期の計画策定を促進する必要がある。

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない

①災害対応に不可欠な建設業との連携 【総務部、建設部】

- ・ 県は、秋田県建設産業団体連合会、一般社団法人秋田県建設業協会等と災害時における応急対策に関する協定を締結し、建設関係団体との協力体制を構築しているところであるが、引き続き建設関係団体との連携を図っていく必要がある。

②建設産業の担い手の確保・育成

- ・ 建設産業においては、若年者の減少と就業者の高齢化の進展により担い手不足が深刻化しており、県では「建設業担い手確保育成支援事業」等により、建設業団体等が実施する担い手確保・育成の取組を支援しているところであるが、関係機関との連携を図りながら、さらに取組を強化する必要がある。【建設部】
- ・ 建設業就業者の高齢化とともに、若年者など新規就業者の定着が課題となっている。【一般社団法人秋田県建設業協会】

【想定】災害ボランティアの受入れが滞る

③災害ボランティアセンターの設置・運営 【健康福祉部】

- ・ 大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市町村は、市町村社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する必要がある。

④災害ボランティアコーディネーターの養成 【健康福祉部】

- ・ 秋田県社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修を実施している。

【重要業績指標】

- ③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定済み市町村数 18 市町村 (H27)
- ④ 災害ボランティアコーディネーターを 10 名以上養成した市町村数 10 市町村 (H27)

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する

①元気ムラ活動への支援 【企画振興部】

- ・ 県と市町村で構成する地域コミュニティ政策推進協議会は、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を元気ムラ活動と位置付け、人口減少社会においても各地域が住民主体の地域活動を持続できるよう支援している。

②共助組織の立ち上げ支援 【企画振興部】

- ・ 少子高齢化の進展等により、除排雪作業の支援が必要な高齢者世帯が増加しているとともに、地域の雪処理の担い手が不足しているため、地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織の立ち上げ支援など、少子高齢化が進む地域の除排雪体制の強化に向けた取組が求められている。

③秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化 【健康福祉部】

- ・ 秋田県社会福祉協議会が事務局となって、雪害発生時に高齢者世帯など要配慮者世帯への除排雪等の緊急的な支援が必要となった地域に、市町村からの要請により県内外のボランティアを速やかに派遣する体制を構築している。

④自主防災活動の充実・強化

【再掲】1-7① 【総務部】

- ・ 市町村は、自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。県内の自主防災組織率は、全国平均を下回っており、組織数の拡大と併せて、活動の充実・強化を図る必要がある。

⑤消防団への加入促進

【再掲】2-3⑨ 【総務部】

- ・ 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、市町村と連携した広報活動を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を市町村に働きかける必要がある。

【重要業績指標】

- ① 元気ムラ活動公開地区数 72 地域 337 集落 (H27)
- ② 共助組織数 24 組織 (H27)
- ③ 要配慮者世帯に対する支援体制（ボランティア派遣又は一部助成等の経済的負担軽減策）を整備している市町村の割合 100% (H27 達成済み)
- ④ 自主防災組織率（1-7①の再掲） 県 77.3%、全国 81.0% (H27)
- ⑤-1 消防団員数の条例定数充足率（2-3⑨-1 の再掲） 89.9% (H27)
- ⑤-2 機能別消防団制度導入市町村数（2-3⑨-2 の再掲） 8 市町村 (H27)
- ⑤-3 勤務地団員制度導入市町村数（2-3⑨-3 の再掲） 11 市町村 (H27)
- ⑤-4 消防団協力事業所数（2-3⑨-4 の再掲） 354 事業所 (H27)

(別紙 2)

秋田県国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
(案)

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

①住宅の耐震化 【建設部】

- ・ 住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進に向けて、市町村との連携により、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を実施する。

②公共特定建築物(※)の耐震化 【建設部】

- ・ 公共特定建築物について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等を市町村に働きかけるなどして、計画的に耐震化を進める。

※「特定建築物」

「建築物の耐震化の促進に関する法律」第 14 条第 1 号及び第 2 号による建築物

③学校の耐震化 【教育庁】

- ・ 児童生徒の安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、学校施設の耐震化と併せて、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。

④病院の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 入院患者の災害直接死を防止するため、病院の耐震化の促進を働きかけていく。

⑤社会福祉施設等の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 未耐震施設の状況や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。

⑥指定文化財・史跡の耐震化 【教育庁】

- ・ 国・県指定文化財（建造物）や史跡（公開施設）の見学者等の安全を図るため、市町村や民間所有者に対し、耐震化や防火設備の整備を働きかけていく。

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

⑦市町村による空き家対策 【企画振興部】

- ・ 所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、空き家対策に関する情報提供や市町村相互間での意見交換の場を設けるなど、市町村の空き家対策を支援していく。

⑧都市基盤の整備 【建設部】

- ・ 建築物が密集する市街地等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、停車場栄町線、川尻広面線、八幡根岸線、新屋土崎線等の街路（都市計画道路）整備を推進するとともに、市町村による土地区画整理事業等を促進する。

「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

⑨家具類の固定など室内安全対策 【総務部】

- ・ 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定など、市町村や消防と連携した普及啓発を図る。

「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

⑩住宅用火災警報器の設置 【総務部】

- ・ 火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、市町村や消防と連携し、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発を図る。

【重要業績指標】目標値

- ① 住宅の耐震化率 70.8% (H27) ⇒85% (H32)
- ② 公共特定建築物（県）の耐震化率 96.7% (H27) ⇒100% (H32)
- ③-1 学校（躯体）の耐震化率 県 95.7% (H27) ⇒100% (H32)
- ③-2 非構造部材定期点検実施率 県 100% (H27 実施済み)
- ④ 病院の耐震化率 76.8% (H27) ⇒95% (H32)
- ⑤ 社会福祉施設等の耐震化率 89.1% (H26.10月) ⇒95% (H30)
- ⑨ 災害に備え家具の固定を行っている県民の割合（県民意識調査） 21.9% (H27) ⇒ 50.0% (H32)
- ⑩ 住宅用火災警報器の設置率 78.9% (H27) ⇒87.4% (H32)

最悪の事態 1-2 大規模津波等による死傷者の発生

「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針

①海岸保全施設の整備 【建設部】

- ・ 津波、高潮及び波浪等による被害の防止・軽減を図るため、近年侵食の著しい本荘海岸等から優先的に離岸堤や護岸等の海岸保全施設整備を推進する。

②河川堤防等の耐震化 【建設部】

- ・ 津波遡上の可能性がある河川堤防について、耐震照査を推進し、堤防の嵩上げや耐震化等の対策を進める。

③海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策 【建設部】

- ・ 老朽化の進行する護岸・水門等の海岸保全施設について、平成 29 年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

④海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策 【農林水産部】

- ・ 漁港における海岸保全施設については、長寿命化計画を策定の上、優先順位を決めて老朽化対策等を推進する。

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

⑤津波浸水想定の設定 【総務部】

- ・ 平成 28 年 3 月に設定・公表した「津波浸水想定」について、県ウェブサイト等を通じて広く県民に周知するとともに、想定に基づいた避難訓練の実施など、対象市町村の津波対策の促進を図る。

⑥津波ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村に対し、平成 28 年 3 月に公表した津波浸水想定に基づく「津波ハザードマップ」の作成を働きかける。

⑦津波避難計画の策定 【総務部】

- ・ 市町村に対し、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難勧告等を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」の策定を働きかける。

⑧港湾の津波防災対策 【建設部】

- ・ 港湾とその背後地の津波による浸水被害を防止・軽減するため、市町村と連携して最新の津波浸水想定に基づく臨港地区の避難計画を策定し、避難タワーなどの避難施設の整備を進める。

【重要業績指標】目標値

- ① 海岸侵食対策整備率 63.7% (H27) ⇒64.1% (H31)
- ④-1 漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定海岸数 0 海岸 (H27) ⇒8 海岸 (H30)
- ④-2 漁港海岸保全施設整備事業（機能強化・老朽化対策）の実施漁港海岸数 0 海岸 (H27) ⇒8 海岸(未定)
- ⑥ 津波ハザードマップの作成済み市町村数 3 市町村 (H27) ⇒8 市町村 (H28) ／必要 8 市町村
- ⑦ 津波避難計画の策定済み市町村数 2 市町村 (H27) ⇒8 市町村 (H32) ／必要 8 市町村

最悪の事態 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

①河川改修等の治水対策 【建設部】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、近年において河川氾濫による家屋浸水被害の発生している三河川や斉内川等から優先的に河川改修等の治水対策を推進する。

②河川・ダム関連施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、平成 29 年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

③洪水浸水想定区域の指定 【建設部】

- ・ 水位周知河川及び洪水予報河川について、平成 27 年度の水防法改正に基づき、想定しうる最大規模の洪水による浸水想定区域の見直しを進める。

④洪水ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村に対し、改正水防法の「想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域」を踏まえた洪水ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を働きかける。

⑤避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害） 【総務部】

- ・ 市町村に対し、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）の策定を働きかける。

【重要業績指標】目標値

- ① 県管理河川整備率 45.8% (H27) ⇒45.9% (H29)
- ③ 想定最大規模の洪水による浸水想定区域の指定 0 河川 (H27) ⇒30 河川 (H33) ／必要 30 河川
- ④ 洪水ハザードマップの作成済み市町村数（水防法改正前の浸水想定） 18 市町村 (H27) ／必要 18 市町村
〃 （水防法改正後の浸水想定） 今後策定に向けて検討予定

⑤-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定済み市町村数

15 市町村（H27）⇒25 市町村（H29）／必要 25 市町村

⑤-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定済み市町村数

3 市町村（H27）⇒6 市町村（H29）／必要 6 市町村

最悪の事態 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

「火山噴火の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針

①火山防災協議会による火山災害対策 【総務部】

- ・ 十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山、鳥海山の 5 活火山に設置されている火山防災協議会において、火山ハザードマップや避難計画の作成等のソフト対策、防災設備などのハード対策について検討を行い、実効性のある対策を進める。

②火山ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 十和田、栗駒山について、噴火した場合の規模や影響が及ぶ範囲を想定する「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」の作成を進める。

③噴火時等の避難計画の策定 【総務部】

- ・ 十和田、秋田焼山、栗駒山、鳥海山について、それぞれの火山の特性に応じて情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」の策定を進める。

④噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備 【総務部】

- ・ 市町村に対し、火山警報など気象情報等の地域住民や登山客等への効果的な伝達方法や、防災無線・サイレン・緊急速報メールなど多様な情報伝達手段の構築を働きかける。

「登山客や住民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

⑤避難小屋等の強化 【生活環境部】

- ・ 4 つの常時観測火山（秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山、栗駒山）にある避難小屋について、今後策定する「避難施設緊急整備計画」に基づき、噴火時の噴石等からの避難施設として利用可能な施設への改修を進める。

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

⑥火山噴火に伴う土砂災害対策 【建設部】

- ・ 秋田焼山について、予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進め、十和田及び栗駒山についても計画策定に向けた取組を推進する。

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

⑦土砂災害対策施設の整備 【建設部】

- ・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設整備を推進する。

- ・ 特に、平成 28 年 3 月の融雪期に地すべりの兆候が確認された「北秋田市阿仁小湊地区」においては、地すべり区域内に一級河川、鉄道及び市道が含まれ、地すべり災害が発生した際には地域住民の生命・財産及び地域経済に甚大な被害を与えることから、重点的に地すべり防止対策を進めていく。

⑧土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊対策施設の点検・健全度調査を進め、平成 30 年度までに各施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

⑨土砂災害警戒区域等の指定 【建設部】

- ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を平成 31 年度までに完了させるとともに、市町村に対し避難警戒体制の整備を働きかけていく。

⑩土砂災害ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村に対し、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を働きかける。

⑪避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害） 【総務部】

- ・ 市町村に対し、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）の策定を働きかける。

【重要業績指標】目標値

- ② 火山ハザードマップの作成 3 火山（H27）⇒5 火山（H30）／必要 5 火山
- ③ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 1 火山（H27）⇒5 火山（H31）／必要 5 火山
- ④ 複数の情報伝達手段を整備している市町村数 15 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）
- ⑤ 国の避難施設緊急整備地域指定後に示す予定
- ⑥ 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 2 火山（H27）⇒3 火山（H29）／必要 5 火山
- ⑦-1 土石流危険渓流整備率（保全人家 5 戸以上） 16.5%（H27）⇒17.8%（H29）
- ⑦-2 急傾斜地崩壊危険箇所整備率（保全人家 5 戸以上） 34.7%（H27）⇒35.3%（H29）
- ⑨ 土砂災害警戒区域等指定率 36.0%（H27）⇒100%（H31）
- ⑩ 土砂災害ハザードマップの作成済み市町村数 20 市町村（H27）⇒24 市町村（H32）／必要 24 市町村
- ⑪ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定済み市町村数
16 市町村（H27）⇒24 市町村（H29）／必要 24 市町村

最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

①道路除雪等による冬期の交通確保 【建設部】

- ・ 冬期の円滑な交通確保のため、市町村等と連携し効率的な除雪に取り組むとともに、計画的に除雪機械の整備・更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。
- ・ 雪崩や地吹雪の発生危険箇所には雪崩予防柵・防雪柵等を整備するとともに、老朽化の著しい既存施設の計画的な更新を進め、道路の雪害対策を推進する。

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

②雪下ろし事故防止対策 【企画振興部】

- ・ 安全対策の徹底を図るため、様々な媒体を活用した広報活動など、市町村と連携し、雪下ろし作業中の事故防止に努める。

③克雪化住宅の普及促進 【建設部】

- ・ 積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故の未然防止のため、県・市町村のリフォーム事業等による取組を推進し、克雪化住宅の普及促進を図る。

【重要業績指標】目標値

- ③ 克雪化リフォーム実施件数 73 件（H27）⇒120 件（H28～H29）

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【総務部】

- ・ 災害時における市町村・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。
- ・ 防災訓練等を通じて、県災害対策本部における関係機関との情報収集・共有体制の強化を図る。

②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【総務部】

- ・ 定期的に市町村・関係機関との受発信訓練を行うなど、災害時における「秋田県総合防災情報システム」（平成 27 年度運用開始）の確実な運用に努める。

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【企画振興部】

- ・ Lアラートに接続する「秋田県情報集約配信システム」（平成 25 年度運用開始）の確実な運用を図るため、定期的に市町村とともに訓練等を行う。

「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

④ヘリコプターテレビシステムによる災害情報の収集 【警察本部】

- ・ 秋田県警察ヘリ「やまどり」のヘリコプターテレビシステムによる映像の送信により、迅速な情報収集と共有が図られることとしている。

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

⑤ Jアラートによる情報伝達 【総務部】

- ・ 「全国瞬時警報システム」(Jアラート)の自動起動による住民への確実な情報伝達を図るため、市町村に対し、定期的な運用試験等による受信・伝達体制の強化を働きかける。

⑥ 市町村による複数の情報伝達手段の整備等 【総務部】

- ・ 市町村に対し、「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」(平成27年3月県策定)に基づき、情報伝達手段の多重化や、災害情報共有システム(Lアラート)による避難勧告等の迅速・確実な伝達、SNS等による効果的な情報伝達等を働きかける。
- ・ 市町村に対し、「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」(平成27年3月県策定)に基づき、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備を働きかける。
- ・ 美の国あきたネットによる被害情報等の提供のほか、「秋田県防災ポータルサイト」による避難勧告・避難指示情報や気象情報等、ツイッター・フェイスブック等のSNSによる災害情報等の提供など、複数の媒体による効果的な情報発信に努める。

⑦ 河川水位等の観測・情報提供体制の強化 【建設部】

- ・ 河川・ダム の水位や土砂災害危険度等の情報を担う「秋田県河川情報システム」について、測定施設や機器の改良・更新等を計画的に進め、市町村や県民等へ適切に情報提供できる体制の構築に努める。
- ・ 県管理河川について、避難勧告等の発令に資する河川情報等を県から沿川市町村長へ直接連絡する体制を構築するとともに、水位観測箇所の拡充等を進め、河川水位等の情報提供体制の強化を図る。

⑧ 避難勧告等の発令基準等の策定

再掲 1-2 ⑦ (津波避難計画の策定) 【総務部】

- ・ 市町村に対し、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難勧告等を発令するための情報集収・伝達方法等を定めた「津波避難計画」の策定を働きかける。

再掲 1-3 ⑤ (避難勧告等の判断基準等の策定(水害、高潮災害)) 【総務部】

- ・ 市町村に対し、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(水害、高潮災害)の策定を働きかける。

再掲 1-4 ③ (噴火時等の避難計画の策定) 【総務部】

- ・ 十和田、秋田焼山、栗駒山、鳥海山について、それぞれの火山の特性に応じて情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」の策定を進める。

再掲 1-4 ⑪ (避難勧告等の発令基準等の策定(土砂災害)) 【総務部】

- ・ 市町村に対し、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)の策定を働きかけていく。

【重要業績指標】目標値

- ⑤ Jアラート自動起動措置の整備済み市町村数 24市町村(H27)⇒25市町村(H28)
- ⑥ 複数の情報伝達手段を整備している市町村数 15市町村(H27)⇒25市町村(H32)
- ⑧-1 津波避難計画の策定済み市町村数(1-2⑦の再掲) 2市町村(H27)⇒8市町村(H32)／必要8市町村
- ⑧-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定済み市町村数(1-3⑤-1の再掲)
15市町村(H27)⇒25市町村(H29)／必要25市町村

⑧-3 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定済み市町村数（1-3⑤-2の再掲）

3 市町村（H27）⇒6 市町村（H29）／必要 6 市町村

⑧-4 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定（1-4③の再掲）

1 火山（H27）⇒5 火山（H31）／必要 5 火山

⑧-5 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定済み市町村数（1-4⑪の再掲）

16 市町村（H27）⇒24 市町村（H31）／必要 24 市町村

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れによる死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

①自主防災活動の充実・強化 【総務部】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、市町村に対し、自主防災組織の結成に向けた取組を働きかける。

②地域の防災・避難訓練の実施 【総務部】

- ・ 市町村は、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等との連携に留意した訓練を行うとともに、自主防災組織に対し、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施するよう働きかける。

③自主防災アドバイザーの派遣等 【総務部】

- ・ 県は、自主防災組織活動の充実強化を図るため、引き続き、秋田県防災士会に所属している「防災士」27名（平成28年3月現在）を派遣し助言等を行うほか、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修や優良組織の表彰事業等により県内組織率の向上を図る。

④学校における防災教育の充実 【教育庁】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関・民間団体等とも連携し、学校における防災教育の充実を図る。また、教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るための研修を実施する。

⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施 【総務部】

- ・ 県では、引き続き、「県民防災の日訓練」（図上訓練）及び「県総合防災訓練」・「冬期防災訓練」の実施により、災害時における市町村、防災関係機関、地域住民等との連携体制の構築を図るとともに、地域住民の災害時の対応能力の向上に努める。

【重要業績指標】目標値

- ① 自主防災組織率 77.3%（H27）⇒83.9%（H32）
- ② 地域の防災訓練に参加している県民の割合（県民意識調査） 12.7%（H27）⇒50%（H32）
- ③ 自主防災アドバイザーの派遣回数 47回（H27）⇒50回（H32）
- ④ 地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合 45.9%（H27）⇒50%（H29）
（公立の幼・小・中・高・特別支援学校）

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

①共同備蓄物資の整備 【総務部】

- ・ 市町村に対し、県と市町村の「共同備蓄品目」の目標備蓄量の確保を働きかける。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【総務部】

- ・ 市町村に対し、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結を働きかける。

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

③自助による備蓄の促進 【総務部】

- ・ 市町村と連携し、地域住民や自主防災組織による 3 日分の飲料水や食料等の備蓄を働きかける。

④避難所への備蓄の促進 【総務部】

- ・ 災害発生時の迅速・確実な物資提供を図るため、市町村に対し、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を働きかける。

⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総務部】

- ・ 災害時の物資輸送・保管に関する協定を締結している（公社）秋田県トラック協会及び秋田県倉庫協会と、発災初期の連絡方法や停電時の対応など具体の課題について協議を行うなど、災害物流の実効性を高める取組を進める。

⑥物資集積拠点の指定 【総務部】

- ・ 市町村に対し、救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う二次物資集積拠点の指定を働きかける。

⑦物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総務部】

- ・ 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」（平成 26 年 3 月県策定）を活用した物資輸送訓練や訓練結果を踏まえたマニュアルの見直しなどにより、マニュアルの改善を図る。

⑧国・他都道府県等との物資応援体制の構築 【総務部】

- ・ 国や県外自治体からのプッシュ型支援による大量物資の輸送等に対応するため、国が検討中の災害物流体制の見直しを踏まえ、県外からの救援物資を効率的に避難所に供給する仕組みづくりなど災害時の物流体制の再検討を行う。

⑨都市公園における広域防災拠点機能の確保 【建設部】

- ・ 大規模災害時における一次物資集積拠点及び救助活動等の集結場所・ベースキャンプに指定されている県立中央公園のスカイドーム・運動広場、北欧の杜公園、およびこれらに付属する園路や配水管などの管理施設について、長寿命化計画に基づき計画的に老朽化対策を推進する。

【重要業績指標】目標値

- ① 共同備蓄物資の目標達成市町村数 1 市町村（H27）⇒25 市町村（H30）
- ② 災害時における物資の供給に関する協定の締結（県）
コンビニ 3 件、スーパー 2 件、飲料メーカー 3 件、生協 1 件、石油・ガソリン 2 件（H27）⇒随時拡充
- ④-1 避難所に物資を備蓄している市町村数 13 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）
- ④-2 物資を備蓄している避難所数 101 避難所（H27）⇒309 避難所（H32）

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針

①孤立するおそれのある地区の現状把握 【総務部】

- ・ 市町村に対し、孤立するおそれのある地区や災害危険箇所等の把握及び、これらの地区における防災対策の状況（情報通信手段・自家発電設備の整備、避難施設の状況等）等の正確な把握を働きかける。

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

②通信手段の確保 【総務部】

- ・ 市町村に対し、孤立するおそれのある地区への衛星携帯電話など通信手段の確保のほか、災害時を想定した通信訓練等の実施を働きかける。

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

③孤立予防対策

【再掲】1-3①（河川改修等の治水対策） 【建設部】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、近年において河川氾濫による家屋浸水被害の発生している三種川や斉内川等から優先的に河川改修等の治水対策を推進する。

【再掲】1-4⑦（土砂災害対策施設の整備） 【建設部】

- ・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設整備を推進する。
- ・ 特に、平成28年3月の融雪期に地すべりの兆候が確認された「北秋田市阿仁小湊地区」においては、地すべり区域内に一級河川、鉄道及び市道が含まれ、地すべり災害が発生した際には地域住民の生命・財産及び地域経済に甚大な被害を与えることから、重点的に地すべり防災対策を進めていく。

【再掲】4-1②（道路施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 橋梁やトンネル・シェッド等の道路施設について、定期的に点検を行うとともに、橋梁以外の道路施設についても平成31年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

【再掲】4-1③（道路の防災対策） 【建設部】

- ・ 大規模地震等においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路上で老朽化の著しい橋梁から優先して耐震補強を進める。
- ・ 平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。

④自家発電機など電力の確保 【総務部】

- ・ 市町村に対し、孤立するおそれのある地区への移動式自家発電機器等の配備を働きかける。

⑤緊急物資の備蓄 【総務部】

- ・ 市町村に対し、孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を働きかける。

【重要業績指標】目標値

③-1 県管理河川整備率（1-3①の再掲） 45.8%（H27）⇒45.9%（H29）

③-2	土石流危険渓流整備率（保全人家5戸以上）（1-4㉗-1の再掲）	16.5%（H27）⇒17.8%（H29）
③-3	急傾斜地崩壊危険箇所整備率（保全人家5戸以上）（1-4㉗-2の再掲）	34.7%（H27）⇒35.3%（H29）
③-4	橋梁長寿命化修繕計画進捗率（橋長15m以上、要対策橋梁）（4-1㉔の再掲）	46%（H27）⇒100%（H30） 計画見直し中

最悪の事態 2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

「警察庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①警察施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） 【警察本部】

- 警察本部及び警察署については全て耐震化済みであり、今後は、整備済みの非常用発電機について、老朽化に伴う更新等を進める。

②警察本部・警察署の代替庁舎の確保 【警察本部】

- 確保済みの代替庁舎について、機能移転訓練等を実施する。

③警察の業務継続体制の強化 【警察本部】

- 策定済みの業務継続計画について、随時、点検・見直し等を進める。

④警察職員の非常招集システムの確立 【警察本部】

- 整備済みの「秋田県警察職員緊急参集システム」による参集訓練等により、速やかな災害警備態勢の確立を図る。

⑤訓練による災害救助技術の向上 【警察本部】

- 引き続き、県総合防災訓練や市町村防災訓練への参画や、様々な状況下での定期訓練を実施するなど、警察の災害救助技術の向上に努めていく。

⑥災害対応装備品の充実 【警察本部】

- 災害対策のため、警察本部及び各警察署において装備資機材の充実に努めていく。

「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

⑦消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） 【総務部】

- 市町村等に対し、消防本部及び消防署施設の耐震化、非常用発電機の設置等を働きかける。

⑧消防施設における燃料の確保 【総務部】

- 各消防本部等に対し、地下タンク等の常設タンク、燃料補給車または携行缶等の保管により、72時間の非常電源を確保し、通信指令システム等の稼働に支障がないよう対策を促すほか、近隣スタンド等との優先給油協定により緊急通車両等の燃料の確保に努めるよう働きかける。

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

⑨消防団への加入促進 【総務部】

- 消防団員の確保に向けて、市町村と連携し、事業団体や企業、大学等に対し消防団への入団要請を行うほか、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を市町村等に働きかける。

⑩消防団員の技術力の向上 【総務部】

- ・ 県は、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防学校において消防団員を対象とした教育訓練を継続して実施する。

⑪津波災害時の団員の安全確保 【総務部】

- ・ 津波災害時における消防団員の安全な活動を図るため、沿岸市町村に対し、「消防団活動安全管理マニュアル」の遵守について働きかける。

⑫緊急消防援助隊の計画的な整備 【総務部】

- ・ 大規模災害時に本県に派遣される緊急消防援助隊の効率的な受入体制を整備するとともに、本県においても、今後想定される首都直下地震・南海トラフ地震等で懸念される非常災害にも対応できる緊急消防援助隊の編制を目指して、登録を促進する。

【重要業績指標】目標値

- ② 警察本部及び15警察署において代替庁舎確保済み
- ③ 警察本部及び15警察署において業務継続計画策定済み
- ⑨-1 消防団員数の条例定数充足率 89.9% (H27) ⇒96.8% (H32)
- ⑨-2 機能別消防団制度導入市町村数 8市町村 (H27) ⇒13市町村 (H32)
- ⑨-3 勤務地団員制度導入市町村数 11市町村 (H27) ⇒18市町村 (H32)
- ⑨-4 消防団協力事業所数 354事業所 (H27) ⇒437事業所 (H32)
- ⑩ 消防団員の消防学校教育訓練受講者数 137人 (H27) ⇒160人 (H32)
- ⑪ 津波災害時の消防団活動安全管理マニュアル策定済み市町村数 8市町 (H27 策定済み) /必要8市町
- ⑫ 緊急消防援助隊の登録隊数 83隊 (H27) ⇒91隊 (H29)

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 【総務部】

- ・ 「指定緊急避難場所」「指定避難所」の未指定市町村に対し、早期の指定を働きかける。
- ・ 市町村に対し、ハザードマップや広報等による指定緊急避難場所、指定避難所の周知を働きかける。

②福祉避難所の指定 【健康福祉部】

- ・ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を整備するよう市町村に助言を行う。

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

③帰宅困難者支援に関する協定の締結 【総務部】

- ・ 県は、災害発生時に民間事業者が自店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として開設し、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入れや情報提供を行う「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結しており、今後は締結企業の拡充や新たな支援策の検討を進める。

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

④学校施設の防災機能の強化 【教育庁】

- ・ 学校施設等において最低限必要な避難所機能を強化する。

⑤都市公園における避難場所機能の確保 【建設部】

- ・ 秋田市の指定緊急避難場所に指定されている県立中央公園について、長寿命化計画に基づき既存施設の老朽化対策を推進する。

【想定】避難所において良好な生活環境を確保できない

⑥避難所における生活環境の整備 【総務部】

- ・ 市町村に対し、「避難所開設・運営マニュアル」の策定のほか、指定避難所への非常用電源や燃料の備蓄、毛布・暖房器具など必要な資機材の整備、プライバシーの保護・男女双方の視点に配慮した環境の整備等に平時から取り組むよう働きかける。
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保については、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、避難者カード（名簿）による食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に努めるよう働きかける。

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 【総務部】

- ・ 指定された避難所以外の場所に滞在する被災者について、避難場所の把握やエコノミー症候群の予防法等の情報提供など、市町村に対して対応策の周知を図る。

【重要業績指標】目標値

- ①-1 指定緊急避難場所の指定済み市町村数 17 市町村（H27）⇒25 市町村（H29）
- ①-2 指定避難所の指定済み市町村数 17 市町村（H27）⇒25 市町村（H29）
- ② 福祉避難所の指定済み市町村数 19 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）
- ③ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定締結事業者数 10 事業者（H27）⇒随時拡充
- ⑥ 避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数 15 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①災害拠点病院の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 平成 29 年度の仙北市立角館総合病院の新築移転により、県内 13 の全ての災害拠点病院が新耐震基準に適合する。

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【健康福祉部】

- ・ 災害拠点病院や調剤薬局等における医薬品等の常用備蓄のほか、今後も、災害時の緊急医薬品・医療機器の備蓄・提供に関する委託事業を継続する。

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

③災害医療コーディネーターの配置 【健康福祉部】

- ・ 災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に配置する「災害医療コーディネーター」について、県総合防災訓練への参画等を通じて、災害時を想定した関係機関等の連絡調整業務等の向上を図る。

④災害派遣医療チームの配置 【健康福祉部】

- ・ 急性期（災害発生から概ね 48 時間以内）の救命活動に従事する DMA T（災害派遣医療チーム）について、県内 13 の災害拠点病院にそれぞれ複数のチーム配置を促進する。

【重要業績指標】目標値

- ① 新耐震化基準適合災害拠点病院数 12 病院（H27）⇒13 病院（H29）／全 13 病院
- ② 秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会と、緊急医薬品・医療機器の備蓄と提供に関する委託契約を締結済み
- ④ DMA T チーム数 22 チーム（H27）⇒26 チーム（H32）

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

①市町村の健康危機管理能力の向上 【健康福祉部】

- ・ 避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、市町村と連携し定期的な衛生・防疫体制の強化のための研修会等を実施する。

②平時からの感染症予防対策の強化 【健康福祉部】

- ・ 被災地での疫病・感染症の発生・まん延を防止するため、平時からの予防接種の促進に努めるよう県民に周知する。

【重要業績指標】目標値

- ①「避難所における感染症まん延防止対策研修会」実施市町村数 0 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

①県の業務継続体制の強化 【総務部】

- ・ 県は、「大規模災害時における秋田県業務継続計画」を策定し、課室ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにするとともに、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について定めており、今後は、組織体制の変更等を踏まえ適宜見直しを行う。

②市町村の業務継続体制の強化 【総務部】

- ・ 業務継続計画の未策定市町村に対し、早期の策定を働きかける。

「県庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

③県庁舎の耐震性の強化 【出納局】

- ・ 本庁舎、第二庁舎、議会棟、総合庁舎は耐震基準を満たしており、倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材（仕切壁、天井の内装材等）・設備機器、配管類の耐震評価を行い、必要に応じて補強又は耐震対策を考慮した更新を推進する。

④執務環境の整備 【出納局】

- ・ 書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。

「県庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針

⑤停電時の行政機能の確保 【出納局】

- ・ 庁舎に設置されている自家発電装置の燃油残量（3日分）の維持に努める。

⑥非常用電源等の確保 【出納局】

- ・ 非常用コンセントから災害対応業務を継続するための情報通信機器等への給電のため、庁舎各フロアに電工ドラム、LANケーブル、作業灯を常備しており、停電対応訓練等により、使用方法の習熟を図る。

⑦停電対応訓練の実施 【出納局】

- ・ 停電対応訓練の実施により、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。

【重要業績指標】目標値

- ② B C P（業務継続計画）の策定済み市町村数 7市町村（H27）⇒25市町村（H32）

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

「緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針

①高速道路・幹線道路等の整備 【建設部】

- ・ 県内高速道路の早期全線開通に向け、東北中央自動車道「及位～上院内」間の早期事業化、および事業中区間の早期完成を国に強く働きかけるとともに、県で進めている「鷹巣西道路」の整備を推進する。
- ・ 日本海側と太平洋側を結ぶ重要な横軸である秋田自動車道「大曲～北上」間の4車線化に向けた取組を推進する。
- ・ 高速道路を補完する「盛岡秋田道路」、「大曲鷹巣道路」等の地域高規格道路整備に向けた取組を推進するとともに、国道7号「下浜道路」、国道13号「河辺拡幅」を始めとする幹線道路の整備促進を図る。
- ・ 国道107号「本荘道路」、国道285号「滝ノ沢バイパス」、横手大森大内線「三本柳工区」など、災害時の速やかな救助救急活動・物資輸送等に資する高速道路や港湾等防災拠点へのアクセス道路等の整備を重点的に進める。
- ・ 道路整備にあたっては、災害時における孤立予防やリダンダンシー機能の確保といった観点も考慮しながら、災害に強い道路ネットワークの構築を図る。

②道路施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 橋梁やトンネル・シェッド等の道路施設について、定期的に点検を行うとともに、橋梁以外の道路施設についても平成31年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

③道路の防災対策 【建設部】

- ・ 大規模地震等においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路上で老朽化の著しい橋梁から優先して耐震補強を進める。
- ・ 平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。

「港湾施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④港湾施設の耐震化 【建設部】

- ・ 国と連携して、秋田港における耐震強化岸壁の整備を推進するとともに、能代港等についても耐震化に向けた取組を進め、重要な防災拠点として、港湾の機能強化を図る。

⑤港湾施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 県内5港について、予防保全計画に基づき、施設の点検を行うとともに、老朽化対策を計画的に推進する。

⑥港湾における業務継続体制の強化 【建設部】

- ・ 重要港湾（秋田港、船川港、能代港）のBCP（業務継続計画）について、定期的な点検・見直しを行うなどして、業務継続体制の強化を図る。

「空港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑦空港施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 秋田空港、大館能代空港について、維持管理・更新計画に基づき、定期的に施設の点検を行うとともに、老朽化対策を進め、適切な維持管理に努める。

「漁港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑧防災拠点漁港の耐震化 【農林水産部】

- ・ 災害時に海路から緊急支援物資等の受入れを行う防災拠点漁港に指定されている金浦漁港について、国の耐震設計指針の更新に基づき、新たな基準に合致した施設強度を確保するための工事を実施する。

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑨第三セクター鉄道の施設整備 【観光文化スポーツ部】

- ・ 秋田内陸縦貫鉄道と由利高原鉄道は、平時における地域交通の確保ほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要であるため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等を活用した整備を実施する。

⑩鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道（株）秋田支社】

- ・ 引き続き、鉄道施設の維持管理・補強等を行うほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、非常参集等の防災訓練や必要な資機材の確保に努める。

【重要業績指標】目標値

- ①-1 高速道路供用率 約 85% (H27) ⇒約 90% (H29)
- ①-2 県管理国道改良率 93.7% (H27) ⇒94.7% (H29)
- ② 橋梁長寿命化修繕計画進捗率（橋長 15m 以上、要対策橋梁） 46% (H27) ⇒100% (H30) 計画見直し中
- ④ 重要港湾の耐震強化岸壁数 1 箇所 (H27) ⇒2 箇所 (H30) / 計画 3 箇所
- ⑧ （漁港）最大クラスの地震動に対応する耐震強化岸壁数 0 箇所 (H27) ⇒1 箇所 (H35) / 必要 1 箇所

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

①電力施設・設備の強化 【東北電力（株）秋田支店】

- ・ 引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練の更なる充実に努める。

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合との協定 【総務部】

- ・ 災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結している秋田県石油商業協同組合等との連携を図っていくほか、市町村に対しても、各地域において災害時における優先給油確保の手段を講ずるよう働きかける。

③災害時における石油類燃料の確保～石油連盟との覚書 【総務部】

- ・ 石油連盟と締結している覚書により、災害時に燃料供給が受けられる県内重要施設について、必要に応じて拡充を図るほか、災害時を想定した緊急要請発出訓練を定期的に行うなど、平時からの連携体制の強化を図る。

「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④ガス供給施設・設備の強化 【東部瓦斯（株）秋田支社】

- ・ 引き続き、ガス供給設備の強靱化を推進するとともに、大規模自然災害発生時は、「災害対策本部」を設置し情報を収集・集約し、適切な対応を図る。大規模自然災害の発生等において、二次災害を防ぐ為にやむをえずガスの供給を停止する場合は、供給区域をブロックに分けて管理することで緊急時にガスの供給を停止する範囲を最小限に抑えけるとともに、安全を最優先しつつ早期にガスの供給を復旧できるよう、県・市町村・消防機関等との連携を図り、日本ガス協会を中心に全国各地の各ガス事業者との応援体制を確立し効率よく作業を進める。

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①水道施設の耐震化 【生活環境部】

- ・ 水道事業者である市町村と連携し、地域防災拠点等に対する供給ルート耐震化を重点的に進めるなど、水道施設の耐震化対策に係る補助制度等を活用しながら計画的な実施を促進する。

「工業用水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

②工業用水道の耐震化 【産業労働部】

- ・ 各施設の耐用年数を考慮し、老朽化度に応じた更新又は耐震化計画を推進する。

【重要業績指標】目標値

- ① 上水道（基幹管路）の耐震化率 24.3%（H27）⇒28.0%（H32）
- ② 工業用水道施設（管路）の耐震化率 55%（H27）⇒70%（H33）

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①下水道施設の耐震化 【建設部】

- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化を計画的に進める。

②下水道施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 下水道長寿命化計画に基づき、平成32年度までに施設を計画的に修繕・改築するとともに、下水道ストックマネジメント計画の策定を進める。

③下水道における業務継続体制の強化【建設部】

- ・ 下水道BCP（業務継続計画）に基づく訓練を行い、業務継続体制の強化を図るとともに、市町村に対し、計画の継続的な改善を働きかける。

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針 ④農業集落排水施設の老朽化対策 【建設部】 ・ 市町村に対して、老朽化した農業集落排水施設の機能診断の早期実施と、診断に基づく対策の計画的実施を働きかける。 「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針 ⑤合併浄化槽への転換促進 【生活環境部】 ・ 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を引き続き促進する。 「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針 ⑥災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築 【生活環境部】 ・ 災害が発生した場合、秋田県環境整備事業協同組合と締結した協定に基づき、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する。
【重要業績指標】 目標値 ① 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（県） 56%（H27）⇒66%（H32）

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針 ①停電時の信号機減灯対策【警察本部】 ・ 災害発生時の停電に起因する道路交通の混乱を防止するため、信号機電源付加装置の整備を進める。
【重要業績指標】 目標値 ①-1 自動起動型信号機電源付加装置の整備台数 98 基（H27 整備済み） ①-2 電池式信号機電源付加装置の整備台数 18 基（H27）⇒53 基（H32）／計画 53 基

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針 ①電話施設・設備の強化 【東日本電信電話（株）秋田支店】 ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、電気通信設備や建物、鉄塔などの信頼性向上に取り組むほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、災害対策機器及び車両の配備や資機材の確保に努める。 ②携帯電話設備の信頼性向上 【（株）ドコモＣＳ東北 秋田支店】 ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、通信システムの高信頼化に取り組むほか、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図るため、移動基地局車両や移動電源車の配備、被災時の措置マニュアルの策定や防災訓練の実施に努める。

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「県内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

①企業における業務継続体制の強化 【産業労働部】

- ・ BCP（業務継続計画）策定の専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業との連携を図り、県内企業のBCP策定を促進する。

最悪の事態 5-2 石油コンビナート・重要な商業施設の損傷、火災、爆発等

「石油コンビナートの損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

①石油コンビナート防災計画の見直し 【総務部】

- ・ 国のコンビナート防災アセスメント指針や県津波浸水想定公表を踏まえ、「秋田県石油コンビナート等防災計画」の修正を行う。

②石油コンビナート防災訓練の実施 【総務部】

- ・ 石油コンビナート防災訓練（年1回）の実施により、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図る。

③化学消火剤貯蔵タンクの整備 【総務部】

- ・ 石油コンビナート等特別防災区域（秋田市飯島、男鹿市船川）に設置している化学消火剤貯蔵タンクについて、必要に応じて修繕等を実施する。

④大容量泡放射システムの配備 【総務部】

- ・ 男鹿地区に配備されている大容量泡放射システムの確実な動作習熟のほか、他地域への出動要請に対応できる体制の点検等を行う。

【重要業績指標】目標値

- ① 秋田県石油コンビナート等防災計画の見直し 平成30年度修正予定

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

「防災施設が損壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

①河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策

【再掲】1-2③（海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 老朽化の進行する護岸・水門等の海岸保全施設について、平成 29 年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

【再掲】1-2④（海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策） 【農林水産部】

- ・ 漁港における海岸保全施設については、長寿命化計画を策定の上、優先順位を決めて老朽化対策等を推進する。

【再掲】1-3②（河川・ダム関連施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、平成 29 年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

【再掲】1-4⑧（土砂災害対策施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊対策施設の点検・健全度調査を進め、平成 30 年度までに各施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

「ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

②ため池ハザードマップの整備 【農林水産部】

- ・ 防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、ハザードマップの作成を進める。

③農業用ため池の整備 【農林水産部】

- ・ 老朽ため池については、県・市町村の支援のもと補修・補強等を進める。

【重要業績指標】目標値

①-1 漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定海岸数（1-2④-1 の再掲） 0 海岸（H27）⇒8 海岸（H30）

①-2 漁港海岸保全施設整備事業（機能強化・老朽化対策）の実施漁港海岸数（1-2④-2 の再掲）

0 海岸（H27）⇒8 海岸（未定）

② ため池ハザードマップ作成数 238 箇所（H27）⇒343 箇所（H30）／防災重点ため池 343 箇所

③ 老朽ため池の整備着工箇所数 194 箇所（H27）⇒214 箇所（H32）／必要 214 箇所

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

①農業・農村の多面的機能の確保 【農林水産部】

- ・ 農業・農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する。

②農業水利施設の保全管理 【農林水産部】

- ・ 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路）について、機能診断等を行い、施設の長寿命化対策を進める。

③森林整備 【農林水産部】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を推進する。

④治山対策 【農林水産部】

- ・ 集中豪雨等に伴う山地災害を防止するため、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備や、山地災害危険地区の周知を進める。

【重要業績指標】目標値

- ① 日本型直接支払実施面積（多面的機能・中山間直払） 105,027ha（H27）⇒110,000ha（H29）／必要 110,000ha
- ② 基幹的農業水利施設 機能保全計画策定数 152箇所（H27）⇒228箇所（H32）／必要 228箇所
- ③ スギ人工林間伐面積 6,799ha（H27）⇒6,600ha（H32）／必要 5,700ha
- ④ 山地災害防止機能等が適切に発揮された集落数 1,049集落（H27）⇒1,507集落（H30）

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 【生活環境部】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する。

②災害廃棄物の処理体制の整備 【生活環境部】

- ・ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「秋田県災害廃棄物処理計画」を、国の計画との整合を図りながら、早期に策定するとともに、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するなど、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し助言等を行い、「災害廃棄物対策指針」に基づく早期の計画策定を促進する。

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

①災害対応に不可欠な建設業との連携 【総務部、建設部】

- ・ 建設関係団体と災害時における協力体制の構築を図っているところであるが、今後とも、定期的に連絡体制の確認を行うなど、継続的な連携を強化する。

②建設産業の担い手の確保・育成

- ・ 災害発生時の迅速な復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、担い手となる建設産業従事者の確保・育成が不可欠であることから、公共事業費の安定的確保と年間工事量の平準化に努めるとともに、建設業団体や教育機関などと連携を図り、若年者等への魅力発信と若手技術者等のキャリアアップの取組への支援に加え、新たに建設産業での女性の活躍や生産性向上に向けた取組を総合的に推進する。【建設部】
- ・ 建設業の担い手確保の方策を検討するため発足した「秋田県建設産業担い手確保・育成検討委員会」において、労働環境の改善策や教育訓練のカリキュラム等についてとりまとめるなど、行政、教育関係機関と連携により取組を推進する。【一般社団法人秋田県建設業協会】

「災害ボランティアの受入れが滞る」ことを回避するための推進方針

③災害ボランティアセンターの設置・運営 【健康福祉部】

- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な手順等を定めた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定を市町村に働きかけていく。

④災害ボランティアコーディネーターの養成 【健康福祉部】

- ・ 引き続き、秋田県社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーター養成研修を実施するとともに、認定済みのコーディネーターを対象としたフォローアップ研修も定期的に実施する。

【重要業績指標】目標値

- ③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定済み市町村数 18 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）
- ④ 災害ボランティアコーディネーターを 10 名以上養成した市町村数 10 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針****①元気ムラ活動への支援 【企画振興部】**

- ・ 元気ムラ活動を実施している地域をホームページやSNS、元気ムラ通信などにより、情報発信を行うほか、市町村とともに、集落等の組織強化に向けた取組を推進する。

②共助組織の立ち上げ支援 【企画振興部】

- ・ 地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織の立ち上げを支援するとともに、活動の継続化を図るため、団体間の連携体制を構築するなど、少子高齢化が進む地域の除排雪体制の強化・拡充を推進する。

③秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化 【健康福祉部】

- ・ 引き続き、秋田県除雪支援ボランティアネットワーク（事務局 秋田県社会福祉協議会）による要配慮者世帯への除雪ボランティアの派遣等の支援体制を強化する。

④自主防災活動の充実・強化**再掲 1-7① 【総務部】**

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、市町村に対し、自主防災組織の結成に向けた取組を働きかけていく。

⑤消防団への加入促進**再掲 2-3⑨ 【総務部】**

- ・ 消防団員の確保に向けて、市町村と連携し、事業団体や企業、大学等に対し消防団への入団要請を行うほか、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を市町村に働きかけていく。

【重要業績指標】目標値

- ① 元気ムラ活動公開地区数 72 地域 337 集落（H27）⇒100 地域（H29）
- ② 共助組織数 24 組織（H27）⇒50 組織（H31）
- ③ 要配慮者世帯に対する支援体制（ボランティア派遣又は一部助成等の経済的負担軽減策）を整備している市町村の割合 100%（H27 整備済み）
- ④ 自主防災組織率（1-7①の再掲）77.3%（H27）⇒83.9%（H32）
- ⑤-1 消防団員数の条例定数充足率（2-3⑨-1の再掲） 89.9%（H27）⇒96.8%（H32）
- ⑤-2 機能別消防団制度導入市町村数（2-3⑨-2の再掲） 8 市町村（H27）⇒13 市町村（H32）
- ⑤-3 勤務地団員制度導入市町村数（2-3⑨-3の再掲） 11 市町村（H27）⇒18 市町村（H32）
- ⑤-4 消防団協力事業所数（2-3⑨-4の再掲） 354 事業所（H27）⇒437 事業所（H32）